

半 期 報 告 書

(第 1 期中) 自 平成15年 4 月 1 日
至 平成15年 9 月30日

株式会社 **三井住友銀行**

(501097)

第1期中(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成15年12月18日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **三井住友銀行**

目 次

	頁
第1期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	3
1 【主要な経営指標等の推移】	3
2 【事業の内容】	7
3 【関係会社の状況】	8
4 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	35
3 【対処すべき課題】	36
4 【経営上の重要な契約等】	37
5 【研究開発活動】	37
第3 【設備の状況】	38
1 【主要な設備の状況】	38
2 【設備の新設、除却等の計画】	38
第4 【提出会社の状況】	39
1 【株式等の状況】	39
2 【株価の推移】	49
3 【役員の状況】	49
第5 【経理の状況】	50
1 【中間連結財務諸表等】	51
2 【中間財務諸表等】	117
第6 【提出会社の参考情報】	140
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	142
中間監査報告書	
前中間連結会計期間	143
当中間連結会計期間	145
前中間会計期間	147
当中間会計期間	149

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年12月18日

【中間会計期間】 第1期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

【会社名】 株式会社三井住友銀行

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 西川善文

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号

【電話番号】 (03)3501-1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部副部長 境 康

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 証券取引法の規定による備置場所はありません。

第一部 【企業情報】

はじめに

株式会社わかしお銀行は、平成15年3月17日に株式会社わかしお銀行を存続会社として株式会社三井住友銀行と合併し、商号を株式会社三井住友銀行に変更いたしました。

このため、会社名については、合併後の株式会社三井住友銀行を当行、合併前の株式会社わかしお銀行を旧株式会社わかしお銀行、合併前の株式会社三井住友銀行を旧株式会社三井住友銀行、として表記しております。

また、当行の事業年度の回次は、平成15年4月1日から始まる事業年度を第1期としております。

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

旧株式会社わかしお銀行は、平成13年度末において旧株式会社三井住友銀行の連結子会社であり、両行の合併は同一企業集団内の合併であるため、企業集団の状況に影響を与えておりません。そのため主要な経営指標等の推移における計数については、旧株式会社三井住友銀行及び当行の計数を記載しております。

なお、平成13年度中間連結会計期間、平成14年度中間連結会計期間、平成13年度の旧株式会社三井住友銀行の計数には、旧株式会社わかしお銀行の計数が含まれております。

		平成13年度 中間連結 会計期間	平成14年度 中間連結 会計期間	平成15年度 中間連結 会計期間	平成13年度	平成14年度
		(自平成13年 4月1日 至平成13年 9月30日)	(自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成13年 4月1日 至平成14年 3月31日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,801,802	1,762,535	1,367,101	3,779,702	3,549,937
うち連結信託報酬	百万円			84		7
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	114,450	149,856	146,906	580,628	467,509
連結中間純利益	百万円	34,196	55,145	132,388		
連結当期純損失	百万円				463,887	429,387
連結純資産額	百万円	3,352,163	2,690,010	2,482,647	2,912,619	2,142,544
連結総資産額	百万円	107,502,027	104,396,997	98,449,957	108,005,001	102,394,637
1株当たり純資産額	円	359.97	243.56	21,558.27	282.85	15,353.34
1株当たり中間純利益	円	6.02	9.67	2,415.33		
1株当たり当期純損失	円				84.12	10,429.29
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	6.01	7.01	2,335.62		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.79	10.37	11.21	10.45	10.38
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,698,288	2,562,490	1,956,067	5,381,510	5,490,161
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,509,649	2,734,949	1,882,813	5,732,808	4,622,236
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	88,511	222,546	109,906	268,813	92,561
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	1,764,049	1,731,413	2,930,857		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				2,128,742	2,895,968
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	46,165 [11,467]	43,748 [11,701]	35,547 [11,424]	43,793 [11,506]	35,523 [11,595]
信託財産額	百万円			267,013		166,976

- (注) 1 平成13年度中間連結会計期間、平成14年度中間連結会計期間、平成13年度は、旧株式会社三井住友銀行の計数を記載しております。
- 2 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 3 平成13年度以前の1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 4 平成13年度以前の1株当たり当期純損失及び1株当たり中間純利益は、連結当期純損失、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 5 平成14年度中間連結会計期間から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間純利益」、「1株当たり当期純損失」、「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表(1株当たり情報)」に記載しております。
- 6 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、平成13年度及び平成14年度は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
- 7 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を適用しております。
- 8 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期中	第7期中	第1期中	第6期	第7期
決算年月		平成13年9月	平成14年9月	平成15年9月	平成14年3月	平成15年3月
経常収益	百万円			1,177,035	14,144	146,251
うち信託報酬	百万円			84		5
経常利益	百万円			105,175	477	68,763
中間純利益	百万円			139,659		
当期純利益	百万円				0	183,040
資本金	百万円			559,985	20,831	559,985
発行済株式総数	千株			普通株式 54,811 優先株式 967	416	普通株式 54,811 優先株式 967
純資産額	百万円			2,611,621	20,071	2,279,223
総資産額	百万円			92,779,975	498,215	97,891,161
預金残高	百万円			57,746,253	460,193	58,610,731
貸出金残高	百万円			55,153,522	373,951	57,282,365
有価証券残高	百万円			21,847,113	53,291	23,656,385
1株当たり中間配当額	円			(上限額) 普通株式 528 第一種優先株式 10,500 第二種優先株式 28,500 第三種優先株式 13,700		
1株当たり配当額	円					普通株式 第一種優先株式 第二種優先株式 第三種優先株式
単体自己資本比率	%			11.51	8.35	10.49
従業員数	人			18,792	511	19,797
信託財産額	百万円			267,013		166,976
信託勘定貸出金残高	百万円			19,100		35,080
信託勘定有価証券残高	百万円			3,001		

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 第6期中及び第7期中の経営指標等については、第1期中において最初に半期報告書を提出するため、記載しておりません。
3 第1期中の中間配当(配当基準日：平成15年12月31日)については、上限額を記載しております。なお、確定額は平成16年1月以降の取締役会にて決議の予定であります。
4 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は第6期は国内基準、第7期以降は国際統一基準を適用しております。
5 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。

なお、旧株式会社三井住友銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次		第1期中	第2期中	第1期
決算年月		平成13年9月	平成14年9月	平成14年3月
経常収益	百万円	1,337,291	1,240,900	2,791,405
経常利益 (は経常損失)	百万円	127,148	99,694	522,106
中間純利益	百万円	79,794	44,862	
当期純利益 (は当期純損失)	百万円			322,852
資本金	百万円	1,326,746	1,326,746	1,326,746
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式
		優先株式	優先株式	優先株式
		5,709,424	5,709,424	5,709,424
		967,000	967,000	967,000
純資産額	百万円	3,514,642	2,998,947	3,196,492
総資産額	百万円	101,342,107	98,900,873	102,082,581
預金残高	百万円	56,611,281	57,311,051	61,051,813
貸出金残高	百万円	61,071,591	58,902,641	59,928,368
有価証券残高	百万円	19,988,203	22,377,416	20,442,996
1株当たり中間配当額	円	普通株式	普通株式	
		第1回第一種優先株式	第1回第一種優先株式	19.17
		第2回第一種優先株式	第2回第一種優先株式	10.50
		第五種優先株式	第五種優先株式	28.50
				13.70
1株当たり配当額	円			普通株式
				第1回第一種優先株式
				第2回第一種優先株式
				第五種優先株式
				4.00
				10.50
				28.50
				13.70
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.53	11.52	11.50
従業員数	人	23,601	21,940	22,464

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、次のとおりであります。

(銀行業)

国内で預金業務、貸出業務等を行う株式会社関西さわやか銀行を当行の連結子会社といたしました。

(その他事業)

エスエムビーシーファイナンス株式会社、株式会社三井ファイナンスサービス及びさくらファイナンスサービス株式会社は、平成15年4月1日にエスエムビーシーファイナンス株式会社を存続会社として合併し、S M B Cファイナンスサービス株式会社に商号を変更いたしました。

また、明光ナショナル証券株式会社とさくらフレンド証券株式会社は、平成15年4月1日に明光ナショナル証券株式会社を存続会社として合併し、S M B Cフレンド証券株式会社に商号を変更いたしました。

3 【関係会社の状況】

(1) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

株式会社三井ファイナンスサービス
 さくらファイナンスサービス株式会社
 さくらフレンド証券株式会社

(2) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社 関西さわやか銀行	大阪市西区	32,083	銀行業	80 (80)	2		預金取引 関係		

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 2 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

(平成15年9月30日現在)

	銀行業	その他事業	合計
従業員数(人)	23,873	11,674	35,547
[外、平均臨時従業員数]	[7,791]	[3,633]	[11,424]

(注) 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員12,194人を含んでおりません。

(2) 当行の従業員数

(平成15年9月30日現在)

従業員数(人)	18,792
---------	--------

(注) 1 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員340人を含んでおりません。

なお、取締役を兼務しない執行役員54人は従業員数に含めておりません。

2 当行の従業員組合には、三井住友銀行従業員組合及び三井住友銀行コミュニティバンキング本部従業員組合があり、組合員数はそれぞれ18,904人及び452人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

経済金融環境

当中間連結会計期間の経済・金融環境を顧みますと、米国経済の明るさが増し、アジアでは中国等で景気の拡大が続く一方、これまでのユーロ高の影響等から、欧州経済は低調に推移しました。

わが国経済においては、企業収益の改善を背景に設備投資が増加し、輸出も持ち直しの動きが見られたものの、厳しい雇用・所得環境が続く中、個人消費は横ばい傾向が続きました。引続きデフレが続いていることから、日本銀行は金融緩和政策を継続しておりますが、景気の先行きに対する見方が改善したことを背景に、長期金利は6月後半から急速に上昇し、株価も3月末に比べて上昇しました。

こうした中、金融界においては、「金融再生プログラム」に基づいて本年4月に産業再生機構が設立されるなど、企業再生の促進や不良債権問題の解決に向けた取り組みが進められております。

経営戦略

当行は、平成16年度末までに不良債権比率を半減することを目標に、不良債権のオフ・バランス化や企業実態の改善を通じた不良債権残高の更なる削減を進めるとともに、保有株式についても更なる圧縮を推進し、バランスシートの改善を図り、財務体質の強化を一段と進めております。

一方で、お客様のニーズを的確に捉え、そのニーズに対してグループ総合力の発揮により質の高いサービスを提供することによるビジネスボリュームの拡大、リスクリターンの向上、収益性の高い分野への経営資源の傾斜配分等を通じた資本効率の向上、ローコストオペレーションの徹底によるコスト競争力の強化、の3点を基本方針として、収益力の向上に取り組んでおります。このような取組みにより、引き続き着実な内部留保の蓄積を図ってまいります。

営業の成果

当中間連結会計期間における業績は以下のとおりとなりました。なお、以下の増減の基準となります前中間連結会計期間の計数は旧株式会社三井住友銀行の計数であります。

業容面では、預金は前連結会計年度末対比1,853億円増加して63兆1,813億円となり、譲渡性預金は同1兆4,484億円減少して3兆4,406億円となりました。

一方、貸出金は、同1兆4,518億円減少し、59兆7,677億円となりました。

総資産は、同3兆9,446億円減少し、98兆4,499億円となりました。

損益につきましては、当中間連結会計期間は、業務改革等を通じて収益力の強化を図るとともに、引続き経営全般の合理化に努めました。

経常収益・経常費用につきましては、貸出金利息・預金利息の減少等による資金運用収益・資金調達費用の減少やその他経常費用の減少などを要因とし、経常収益が前中間連結会計期間対比22.4%減の1兆3,671億円、経常費用は同24.3%減の1兆2,201億円となりました。

その結果、経常利益は1,469億円(前中間連結会計期間対比 2.0%)、特別損益等を勘案した中間純利益は1,323億円(同 +140.1%)となりました。

純資産額につきましては、中間純利益の計上及びその他有価証券評価差額金の増加等により、前連結会計年度末対比3,401億円増加して2兆4,826億円となりました。

事業の種類別では、銀行業、その他事業の内部取引消去前の経常収益シェアが、銀行業が88(前中間連結会計期間対比 +17)%、その他事業が12(同期間のリース業及びその他事業の合算対比 17)%となりました。なお、従来開示しておりましたリース業に関しては、事業の種類別における重要性が減少したことから、当中間連結会計期間よりその他事業に含めて開示しております。

また、所在地別の内部取引消去前の経常収益シェアは、日本が87(前中間連結会計期間対比 +3)%、米州が7(同 +0)%、欧州、アジア・オセアニアは、各々3(同 2)%、3(同 1)%となりました。

連結自己資本比率は11.21%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が1兆9,560億円、有価証券の取得・売却や動産不動産及びリース資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が1兆8,828億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が1,099億円となりました。

その結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は2兆9,308億円となりました。

(3) 国内・海外別業績

(増減の基準となります前中間連結会計期間の旧株式会社三井住友銀行の計数には旧株式会社わかしお銀行の計数が含まれております。)

国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は前中間連結会計期間比774億円の減益となる6,565億円、役務取引等収支は同131億円の減益となる1,492億円、特定取引収支は同540億円の増益となる1,639億円、その他業務収支は同1,232億円の減益となる130億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前中間連結会計期間比551億円の減益となる5,796億円、役務取引等収支は同119億円の減益となる1,370億円、特定取引収支は同556億円の増益となる1,515億円、その他業務収支は同1,159億円の減益となる144億円となりました。

海外の資金運用収支は前中間連結会計期間比143億円の減益となる795億円、役務取引等収支は同12億円の減益となる122億円、特定取引収支は同15億円の減益となる123億円、その他業務収支は同75億円の減益となる14億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	634,723	93,963	5,281	733,969
	当中間連結会計期間	579,600	79,574	2,644	656,530
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	759,681	207,905	12,730	954,856
	当中間連結会計期間	696,650	134,190	18,847	811,993
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	124,957	113,942	18,012	220,887
	当中間連結会計期間	117,049	54,615	16,202	155,462
信託報酬	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	84			84
役務取引等収支	前中間連結会計期間	148,956	13,455	11	162,423
	当中間連結会計期間	137,008	12,229	27	149,265
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	189,344	15,337	63	204,619
	当中間連結会計期間	184,076	14,595	250	198,421
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	40,388	1,882	75	42,195
	当中間連結会計期間	47,068	2,365	278	49,156
特定取引収支	前中間連結会計期間	95,883	13,932		109,816
	当中間連結会計期間	151,525	12,379		163,904
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	99,544	15,274	4,285	110,534
	当中間連結会計期間	153,718	13,100	2,915	163,904
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	3,660	1,342	4,285	718
	当中間連結会計期間	2,193	721	2,915	
その他業務収支	前中間連結会計期間	101,489	8,995	275	110,208
	当中間連結会計期間	14,423	1,424	27	13,027
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	426,221	18,200	326	444,096
	当中間連結会計期間	114,415	13,830	84	128,161
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	324,732	9,205	50	333,888
	当中間連結会計期間	128,839	12,406	56	141,188

(注) 1 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間24百万円、当中間連結会計期間16百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比 7 兆6,669億円減少して 87兆3,902億円、利回りは同0.15%低下して1.86%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同 6 兆8,812億円減少して87兆7,758億円、利回りは同0.12%低下して0.35%となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比 5 兆4,149億円減少して80兆6,580億円、利回りは同0.04%低下して1.73%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同 5 兆837億円減少して83兆7,286億円、利回りは0.28%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比 2 兆1,983億円減少して 7 兆8,689億円、利回りは同0.72%低下して3.41%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同 1 兆7,444億円減少して 5 兆1,840億円、利回りは同1.18%低下して2.11%となりました。

ア 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	86,073,041	759,681	1.77
	当中間連結会計期間	80,658,054	696,650	1.73
うち貸出金	前中間連結会計期間	57,928,839	550,815	1.90
	当中間連結会計期間	54,600,614	504,948	1.85
うち有価証券	前中間連結会計期間	22,558,111	118,723	1.05
	当中間連結会計期間	23,518,748	119,505	1.02
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	744,673	1,295	0.35
	当中間連結会計期間	388,832	716	0.37
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	203,451	2	0.00
	当中間連結会計期間	29,137	2	0.02
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	1,251,579	92	0.01
	当中間連結会計期間	659,019	71	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	1,190,038	11,074	1.86
	当中間連結会計期間	659,610	2,475	0.75
資金調達勘定	前中間連結会計期間	88,812,347	124,957	0.28
	当中間連結会計期間	83,728,626	117,049	0.28
うち預金	前中間連結会計期間	58,582,876	36,447	0.12
	当中間連結会計期間	59,775,205	27,721	0.09
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	5,973,833	1,335	0.04
	当中間連結会計期間	4,286,772	437	0.02
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	11,390,362	773	0.01
	当中間連結会計期間	7,489,079	536	0.01
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	444,662	14	0.01
	当中間連結会計期間	2,103,516	66	0.01
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	4,551,555	13,239	0.58
	当中間連結会計期間	4,867,352	24,556	1.01
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	354,590	229	0.13
	当中間連結会計期間	9,084	2	0.05
うち借入金	前中間連結会計期間	3,604,263	41,622	2.31
	当中間連結会計期間	2,118,933	29,942	2.83
うち社債	前中間連結会計期間	2,423,510	18,644	1.54
	当中間連結会計期間	2,637,813	20,141	1.53

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間769,304百万円、当中間連結会計期間1,039,021百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間41,752百万円、当中間連結会計期間33,861百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間41,752百万円、当中間連結会計期間33,861百万円)及び利息(前中間連結会計期間23百万円、当中間連結会計期間16百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

イ 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	10,067,312	207,905	4.13
	当中間連結会計期間	7,868,913	134,190	3.41
うち貸出金	前中間連結会計期間	6,423,396	107,110	3.34
	当中間連結会計期間	5,279,586	80,147	3.04
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,576,626	16,085	2.04
	当中間連結会計期間	1,205,801	22,273	3.69
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	125,557	1,210	1.93
	当中間連結会計期間	106,562	1,259	2.36
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	132,242	659	1.00
	当中間連結会計期間	129,285	1,482	2.29
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	1,325,772	17,570	2.65
	当中間連結会計期間	748,807	3,454	0.92
資金調達勘定	前中間連結会計期間	6,928,454	113,942	3.29
	当中間連結会計期間	5,184,006	54,615	2.11
うち預金	前中間連結会計期間	4,149,786	47,487	2.29
	当中間連結会計期間	3,432,379	29,787	1.74
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	240,670	3,345	2.78
	当中間連結会計期間	138,530	1,741	2.51
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	187,853	1,548	1.65
	当中間連結会計期間	122,188	770	1.26
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	964,061	8,918	1.85
	当中間連結会計期間	471,962	2,953	1.25
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	216,658	2,977	2.75
	当中間連結会計期間	116,137	1,697	2.92
うち社債	前中間連結会計期間	1,161,175	20,280	3.49
	当中間連結会計期間	881,456	16,621	3.77

(注) 1 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社の平均残高については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間20,265百万円、当中間連結会計期間27,755百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間137百万円、当中間連結会計期間 百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間137百万円、当中間連結会計期間 百万円)及び利息(前中間連結会計期間 1百万円、当中間連結会計期間 百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

ウ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	96,140,354	1,083,161	95,057,193	967,587	12,730	954,856	2.01
	当中間連結会計期間	88,526,968	1,136,717	87,390,251	830,840	18,847	811,993	1.86
うち貸出金	前中間連結会計期間	64,352,235	1,060,938	63,291,297	657,926	17,983	639,943	2.02
	当中間連結会計期間	59,880,201	873,979	59,006,221	585,096	15,440	569,655	1.93
うち有価証券	前中間連結会計期間	24,134,737	398	24,134,339	134,809	5,281	140,090	1.16
	当中間連結会計期間	24,724,550		24,724,550	141,778	2,644	139,133	1.13
うちコール ローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	870,231		870,231	2,505		2,505	0.58
	当中間連結会計期間	495,395		495,395	1,975		1,975	0.80
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	335,694		335,694	662		662	0.39
	当中間連結会計期間	158,423		158,423	1,484		1,484	1.87
うち債券貸借 取引支払保証金	前中間連結会計期間	1,251,579		1,251,579	92		92	0.01
	当中間連結会計期間	659,019		659,019	71		71	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	2,515,811	21,569	2,494,241	28,645	29	28,616	2.29
	当中間連結会計期間	1,408,417	262,675	1,145,742	5,930	762	5,167	0.90

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金調達勘定	前中間連結会計期間	95,740,802	1,083,647	94,657,154	238,899	18,012	220,887	0.47
	当中間連結会計期間	88,912,632	1,136,750	87,775,882	171,665	16,202	155,462	0.35
うち預金	前中間連結会計期間	62,732,662	22,056	62,710,606	83,934	29	83,905	0.27
	当中間連結会計期間	63,207,584	262,708	62,944,876	57,509	762	56,746	0.18
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	6,214,504		6,214,504	4,680		4,680	0.15
	当中間連結会計期間	4,425,302		4,425,302	2,178		2,178	0.10
うちコール マネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	11,578,216		11,578,216	2,322		2,322	0.04
	当中間連結会計期間	7,611,268		7,611,268	1,306		1,306	0.03
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,408,724		1,408,724	8,932		8,932	1.27
	当中間連結会計期間	2,575,479		2,575,479	3,019		3,019	0.23
うち債券貸借 取引受人担保金	前中間連結会計期間	4,551,555		4,551,555	13,239		13,239	0.58
	当中間連結会計期間	4,867,352		4,867,352	24,556		24,556	1.01
うち コマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	354,590		354,590	229		229	0.13
	当中間連結会計期間	9,084		9,084	2		2	0.05
うち借入金	前中間連結会計期間	3,820,922	1,060,938	2,759,983	44,600	17,971	26,628	1.93
	当中間連結会計期間	2,235,070	873,979	1,361,090	31,639	15,440	16,199	2.38
うち社債	前中間連結会計期間	3,584,685	398	3,584,287	38,924	11	38,912	2.17
	当中間連結会計期間	3,519,269		3,519,269	36,763		36,763	2.09

(注) 1 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間789,083百万円、当中間連結会計期間1,066,744百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間41,889百万円、当中間連結会計期間33,861百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間41,889百万円、当中間連結会計期間33,861百万円)及び利息(前中間連結会計期間24百万円、当中間連結会計期間16百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、前中間連結会計期間比61億円減少して1,984億円、一方役務取引等費用は同69億円増加して491億円となったことから、役務取引等収支は同131億円の減益となる1,492億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は前中間連結会計期間比52億円減少して1,840億円、一方役務取引等費用は同66億円増加して470億円となったことから、役務取引等収支は同119億円の減益となる1,370億円となりました。

海外の役務取引等収益は前中間連結会計期間比7億円減少して145億円、一方役務取引等費用は同4億円増加して23億円となったことから、役務取引等収支は同12億円の減益となる122億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	189,344	15,337	63	204,619
	当中間連結会計期間	184,076	14,595	250	198,421
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	7,406	8,916		16,323
	当中間連結会計期間	9,049	7,898	8	16,940
うち為替業務	前中間連結会計期間	52,657	2,958	0	55,614
	当中間連結会計期間	55,665	2,843	0	58,509
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	13,321	1		13,323
	当中間連結会計期間	22,506	0		22,506
うち代理業務	前中間連結会計期間	7,652			7,652
	当中間連結会計期間	7,782			7,782
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	2,226	3		2,229
	当中間連結会計期間	3,119	2		3,122
うち保証業務	前中間連結会計期間	13,982	1,021	62	14,940
	当中間連結会計期間	13,475	1,529	241	14,763
うちクレジットカード 関連業務	前中間連結会計期間	42,509			42,509
	当中間連結会計期間	4,171			4,171
役務取引等費用	前中間連結会計期間	40,388	1,882	75	42,195
	当中間連結会計期間	47,068	2,365	278	49,156
うち為替業務	前中間連結会計期間	10,231	595		10,827
	当中間連結会計期間	10,539	1,081	0	11,621

(注) 1 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別特定取引の状況

ア 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は前中間連結会計期間比533億円増加して1,639億円、一方特定取引費用は同7億円減少したことから、特定取引収支は同540億円の増益となる1,639億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引収益は前中間連結会計期間比541億円増加して1,537億円、一方特定取引費用は同14億円減少して21億円となったことから、特定取引収支は同556億円の増益となる1,515億円となりました。

海外の特定取引収益は前中間連結会計期間比21億円減少して131億円、一方特定取引費用は同6億円減少して7億円となったことから、特定取引収支は同15億円の減益となる123億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	99,544	15,274	4,285	110,534
	当中間連結会計期間	153,718	13,100	2,915	163,904
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	1,686	1,786		3,473
	当中間連結会計期間	1,359	1,950		3,309
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	286			286
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	97,783	13,488	4,285	106,986
	当中間連結会計期間	152,045	11,149	2,915	160,279
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	74			74
	当中間連結会計期間	28			28
特定取引費用	前中間連結会計期間	3,660	1,342	4,285	718
	当中間連結会計期間	2,193	721	2,915	
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	718			718
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	2,942	1,342	4,285	
	当中間連結会計期間	2,193	721	2,915	
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。

イ 特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比432億円増加して3兆4,853億円、特定取引負債残高は同5,527億円減少して2兆467億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比228億円減少して3兆47億円、特定取引負債残高は同5,599億円減少して1兆6,249億円となりました。

海外の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比719億円増加して5,022億円、特定取引負債残高は同131億円増加して4,434億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	3,027,522	430,296	15,720	3,442,097
	当中間連結会計期間	3,004,717	502,212	21,580	3,485,349
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	29,185	71,068		100,254
	当中間連結会計期間	83,571	45,929		129,501
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	137			137
	当中間連結会計期間	499			499
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	335			335
	当中間連結会計期間	934			934
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	2,317,025	359,227	15,720	2,660,532
	当中間連結会計期間	1,843,317	456,283	21,580	2,278,019
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	680,838			680,838
	当中間連結会計期間	1,076,394			1,076,394
特定取引負債	前中間連結会計期間	2,184,938	430,273	15,720	2,599,491
	当中間連結会計期間	1,624,941	443,405	21,580	2,046,766
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	195	13,587		13,782
	当中間連結会計期間	2,854	10,301		13,156
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	115			115
	当中間連結会計期間	125			125
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	434			434
	当中間連結会計期間	1,745			1,745
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	2,184,193	416,686	15,720	2,585,158
	当中間連結会計期間	1,620,216	433,103	21,580	2,031,739
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	57,470,516	3,967,816	61,438,332
	当中間連結会計期間	59,899,481	3,281,834	63,181,316
うち流動性預金	前中間連結会計期間	32,227,476	3,327,269	35,554,745
	当中間連結会計期間	35,162,872	2,703,605	37,866,477
うち定期性預金	前中間連結会計期間	21,263,148	630,079	21,893,227
	当中間連結会計期間	20,498,231	568,720	21,066,952
うちその他	前中間連結会計期間	3,979,891	10,467	3,990,358
	当中間連結会計期間	4,238,377	9,508	4,247,886
譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,672,498	174,030	4,846,529
	当中間連結会計期間	3,351,409	89,200	3,440,610
総合計	前中間連結会計期間	62,143,015	4,141,846	66,284,861
	当中間連結会計期間	63,250,891	3,371,035	66,621,926

(注) 1 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況
ア 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成14年 9月30日現在		平成15年 9月30日現在	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	57,435,996	100.00		
製造業	7,039,120	12.25		
農業、林業、漁業及び鉱業	181,574	0.32		
建設業	3,066,373	5.34		
運輸、通信その他公益事業	2,801,158	4.88		
卸売・小売業及び飲食店	7,015,624	12.21		
金融・保険業	4,135,129	7.20		
不動産業	9,216,236	16.05		
サービス業	6,581,068	11.46		
地方公共団体	541,783	0.94		
その他	16,857,927	29.35		
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)			55,538,368	100.00
製造業			6,263,398	11.28
農業、林業、漁業及び鉱業			175,027	0.31
建設業			2,280,010	4.11
運輸、情報通信、公益事業			3,333,263	6.00
卸売・小売業			6,040,493	10.88
金融・保険業			4,224,577	7.61
不動産業			8,319,465	14.98
各種サービス業			6,294,475	11.33
地方公共団体			460,916	0.83
その他			18,146,739	32.67

業種別	平成14年9月30日現在		平成15年9月30日現在	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)
海外及び特別国際金融取引勘定分	5,117,281	100.00	4,229,420	100.00
政府等	222,066	4.34	108,783	2.57
金融機関	279,391	5.46	351,492	8.31
商工業	4,478,915	87.52	3,529,925	83.46
その他	136,907	2.68	239,218	5.66
合計	62,553,278		59,767,789	

(注) 1 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

イ 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高
		金額(百万円)
平成15年9月30日	インドネシア	86,218
	その他(7ヶ国)	2,475
	合計	88,693
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.09)
平成14年9月30日	インドネシア	110,713
	その他(7ヶ国)	3,365
	合計	114,079
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.11)

(注) 対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を引き当てる特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権残高を掲げております。

国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	11,785,326	74,720	11,860,047
	当中間連結会計期間	11,532,091	81,845	11,613,936
地方債	前中間連結会計期間	386,381		386,381
	当中間連結会計期間	403,548		403,548
社債	前中間連結会計期間	1,749,872	854	1,750,727
	当中間連結会計期間	2,231,813		2,231,813
株式	前中間連結会計期間	4,232,311		4,232,311
	当中間連結会計期間	3,455,054		3,455,054
その他の証券	前中間連結会計期間	2,510,613	1,910,586	4,421,200
	当中間連結会計期間	3,658,644	923,944	4,582,588
合計	前中間連結会計期間	20,664,505	1,986,161	22,650,667
	当中間連結会計期間	21,281,152	1,005,789	22,286,942

- (注) 1 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
2 「海外」とは当行の海外店及び海外連結子会社であります。
3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(4) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社であります。

信託財産の運用 / 受入の状況(信託財産残高表)

資産

科目	当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	19,100	7.15
有価証券	3,001	1.13
金銭債権	219,966	82.38
その他債権	0	0.00
銀行勘定貸	24,944	9.34
合計	267,013	100.00

負債

科目	当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	22,127	8.29
金銭債権の信託	209,545	78.48
包括信託	35,340	13.23
合計	267,013	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産はありません。

2 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	4,500	23.56
農業、林業、漁業及び鉱業		
建設業		
運輸、情報通信、公益事業	4,600	24.08
卸売・小売業		
金融・保険業	10,000	52.36
不動産業		
各種サービス業		
地方公共団体		
その他		
合計	19,100	100.00

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、前中間会計期間については、旧株式会社三井住友銀行の計数を記載しております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)	当中間会計期間 (百万円)
業務粗利益 (除く国債等債券損益)	897,852 (821,460)	795,339 (776,567)
うち信託報酬		84
経費(除く臨時処理分)	321,201	296,030
人件費	129,174	113,967
物件費	175,372	166,697
税金	16,654	15,365
業務純益(一般貸倒引当金繰入前) (除く国債等債券損益)	576,651 (500,259)	499,308 (480,536)
一般貸倒引当金繰入額	20,564	
業務純益	556,087	499,308
うち国債等債券損益	76,391	18,771
臨時損益	456,393	394,133
不良債権処理額	245,723	373,597
貸出金償却	88,928	337,901
個別貸倒引当金繰入額	140,640	
債権売却損失引当金繰入額	7,109	
共同債権買取機構売却損	3,013	740
延滞債権売却損等	10,006	34,955
特定海外債権引当勘定繰入額	3,974	
株式等損益	191,842	18,783
株式等売却益	35,153	50,910
株式等売却損	51,543	24,720
株式等償却	175,452	7,406
外形標準事業税	3,542	7,678
その他臨時損益	15,286	31,641
経常利益	99,694	105,175
特別損益	38,735	37,813
うち動産不動産処分損益	9,570	6,404
動産不動産処分益	1,612	382
動産不動産処分損	11,182	6,787
うち退職給付会計基準変更時差異償却	10,083	10,083
うち貸倒引当金戻入益		13,787
個別貸倒引当金繰入額		217,330
一般貸倒引当金戻入益		229,089
特定海外債権引当勘定戻入益		2,028
うち債権売却損失引当金戻入益		393
うち東京都銀行税還付税金・還付加算金		40,333
税引前中間純利益	60,958	142,988
法人税、住民税及び事業税	6,787	12,573
法人税等調整額	9,308	9,244
中間純利益	44,862	139,659
与信関係費用	266,287	359,415

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 信託報酬 + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
- 2 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
- 3 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
- 4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
- 5 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
- 6 与信関係費用 = 一般貸倒引当金繰入額 + 不良債権処理額 - 貸倒引当金戻入益 - 債権売却損失引当金戻入益

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)	当中間会計期間 (%)
(1) 資金運用利回り	1.46	1.45
貸出金利回り	1.72	1.73
有価証券利回り	0.70	0.58
(2) 資金調達原価	0.86	0.83
資金調達利回り	0.10	0.09
預金等利回り	0.04	0.02
外部負債利回り	0.19	0.22
経費率	0.76	0.74
(3) 総資金利鞘	-	0.62
預貸金利鞘	-	1.71

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」= コールマネー + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 売渡手形 + コマーシャル・ペーパー + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)	当中間会計期間 (%)
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)ベース	64.01	87.02
業務純益ベース	61.73	87.02
中間純利益ベース	4.98	24.34

(注) $ROE = \frac{(中間純利益等 - 優先株式配当金総額) \times 年間日数 \div 中間期中日数}{\{(期首株主資本 - 期首発行済優先株式数 \times 発行価額) + (期末株主資本 - 期末発行済優先株式数 \times 発行価額)\} \div 2} \times 100$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)	当中間会計期間 (百万円)
預金(未残)	57,311,051	57,746,253
預金(平残)	58,702,749	58,352,802
貸出金(未残)	58,902,641	55,153,522
貸出金(平残)	59,479,298	54,792,153

(注) 預金には譲渡性預金を含めておりません。

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)	当中間会計期間 (百万円)
個人	30,412,613	31,424,631
法人	22,553,018	24,738,331
合計	52,965,631	56,162,962

(注) 本支店間未達勘定整理前の計数であり、譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)	当中間会計期間 (百万円)
消費者ローン残高	13,347,036	13,956,671
住宅ローン残高	11,925,394	12,717,977
その他ローン残高	1,421,642	1,238,693

中小企業等貸出金

		前中間会計期間	当中間会計期間
中小企業等貸出金残高	百万円	36,448,312	35,937,060
総貸出金残高	百万円	54,181,272	52,079,963
中小企業等貸出金比率	/ %	67.27	69.00
中小企業等貸出先件数	件	1,910,529	1,879,610
総貸出先件数	件	1,915,911	1,884,711
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.71	99.72

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高
該当ありません。

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高
該当ありません。

消費者ローン残高
該当ありません。

中小企業等貸出金

		当中間会計期間
中小企業等貸出金残高	百万円	4,600
総貸出金残高	百万円	19,100
中小企業等貸出金比率	/ %	24.08
中小企業等貸出先件数	件	4
総貸出先件数	件	6
中小企業等貸出先件数比率	/ %	66.66

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(自己資本比率関係)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

平成14年9月30日現在については、旧株式会社三井住友銀行の計数を記載しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成14年9月30日	平成15年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	1,326,746	559,985
	うち非累積的永久優先株(注1)	650,500	
	新株式払込金		
	資本剰余金	1,683,896	1,298,511
	うち非累積的永久優先株(注1)	650,500	
	利益剰余金	14,823	349,076
	連結子会社の少数株主持分	952,490	1,036,392
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券()	844,520	824,000
	その他有価証券の評価差損()	512,407	
	自己株式払込金		
	自己株式()	11,250	
	為替換算調整勘定	53,754	41,406
	営業権相当額()	173	37
	連結調整勘定相当額()	19,031	
	計 (A)	3,381,338	3,202,521
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	220,770	200,250	
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額		126,427
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	80,859	69,167
	一般貸倒引当金	946,650	922,085
	負債性資本調達手段等	2,455,372	2,301,535
	うち永久劣後債務(注3)	757,404	684,342
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	1,697,968	1,617,193
	計	3,482,882	3,419,214
うち自己資本への算入額 (B)	3,316,197	3,191,051	
準補完的項目	短期劣後債務		
	うち自己資本への算入額 (C)		
控除項目	控除項目(注5) (D)	164,081	26,352
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	6,533,454	6,367,221
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	58,053,851	53,034,466
	オフ・バランス取引項目	4,715,829	3,473,577
	信用リスク・アセットの額 (F)	62,769,681	56,508,044
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	211,550	280,308
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	16,924	22,424
	計((F) + (G)) (I)	62,981,231	56,788,352
連結自己資本比率(国際統一基準) = (E)/(I) × 100(%)		10.37%	11.21%

- (注) 1 平成15年9月30日現在の資本金及び資本剰余金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、資本金及び資本剰余金に含まれる非累積的永久優先株の額は1,301,000百万円であります。
- 2 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
- 4 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

平成14年9月30日現在については、旧株式会社三井住友銀行の計数を記載しております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成14年9月30日	平成15年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	1,326,746	559,985
	うち非累積的永久優先株(注1)	650,500	
	新株式払込金		
	資本準備金	1,326,758	879,693
	うち非累積的永久優先株(注1)	650,500	
	その他資本剰余金	357,614	357,614
	利益準備金		
	任意積立金	221,548	221,540
	中間未処分利益	45,997	290,814
	その他()	847,228	766,338
	その他有価証券の評価差損()	502,705	
	自己株式払込金		
	自己株式()	586	
	営業権相当額()		
	計 (A)	3,622,601	3,075,986
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	220,770	200,250
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額		128,206
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	72,027	62,100
	一般貸倒引当金	892,902	880,265
	負債性資本調達手段等	2,422,889	2,265,098
	うち永久劣後債務(注3)	757,404	686,105
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	1,665,485	1,578,993
	計	3,387,819	3,335,669
準補完的項目	うち自己資本への算入額 (B)	3,232,259	3,075,986
	短期劣後債務		
控除項目	うち自己資本への算入額 (C)		
	控除項目(注5) (D)	55,365	55,437
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	6,799,495	6,096,536
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	53,500,371	49,482,759
	オフ・バランス取引項目	5,326,713	3,210,469
	信用リスク・アセットの額 (F)	58,827,084	52,693,228
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	160,337	233,309
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	12,827	18,664
	計((F) + (G)) (I)	58,987,421	52,926,537
単体自己資本比率(国際統一基準) = (E)/(I) × 100(%)		11.52%	11.51%

(注) 1 平成15年9月30日現在の資本金及び資本準備金のうち「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は1,301,000百万円であります。

2 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

4 告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5 告示第17条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

() 「連結自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び、「単体自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、以下の3件の優先出資証券が含まれております。

発行体	SB Treasury Company L.L.C.(“SBTC-LLC”)	SB Equity Securities (Cayman), Limited(“SBES”)	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited(“SPCL”)
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
発行期間	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円
払込日	平成10年2月18日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	固定 (ただし平成20年6月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150ベース・ポイントのステップアップ金利が付される)	Series A-1 変動(金利ステップアップなし) Series A-2 変動(金利ステップアップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップアップなし)	Initial Series 変動(金利ステップアップなし) Series B 変動(金利ステップアップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行が自己資本比率/Tier1比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意) 当行につき、清算、破産または清算的公司更生が開始された場合 当行優先株 ^{(注)2} または普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 「損失吸収事由 ^{(注)1} 」が発生した場合 当行優先株 ^{(注)2} への配当が停止された場合 当行の配当可能利益が、当行優先株 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 当行普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行優先株 ^{(注)2} について当行直近営業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行なった場合
配当制限	規定なし	当行優先株 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
配当可能利益制限	規定なし	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益/予想配当可能利益から、当行優先株 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余额の範囲内でなければならない ^{(注)4(注)5} 。	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株 ^{(注)2} への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^{(注)6} 。
強制配当	当行直近営業年度につき当行株式への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。	当行直近営業年度につき当行普通株への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。但し、上記「配当停止条件」ないし、「配当制限」及び「配当可能利益制限」の制限に服する。	当行直近営業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同営業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。但し、上記の「配当停止条件」及び「配当可能利益制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株 ^{(注)2} と同格	当行優先株 ^{(注)2} と同格	当行優先株 ^{(注)2} と同格

(注) 1 損失吸収事由

当行につき、自己資本比率/Tier1比率の最低水準未達、債務不履行、債務超過、または「管理変更事由」(①清算事由<清算、破産または清算の会社更生>の発生、②会社更生、会社整理等の手続開始、③監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2 当行優先株

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる優先株。今後発行される優先株を含む。

3 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4 SBESの配当可能利益制限における予想配当可能利益の勘案

当該現会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前会計年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、翌会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現会計年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現会計年度における本優先出資証券への配当は、現会計年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

5 SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数に乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6 SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数に乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定、及び使用貸借又は賃貸借契約による貸付有価証券について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、平成14年9月30日現在については、旧株式会社三井住友銀行の計数を記載しております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成14年9月30日現在	平成15年9月30日現在
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,148	5,061
危険債権	25,414	16,312
要管理債権	26,469	17,293
正常債権	595,345	566,238

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

不良債権の削減については、平成15年度上期におけるオフ・バランス化の更なる推進、企業再生への取組み並びに劣化防止の取組みが奏効し、15年度末における当行の金融再生法開示債権残高見込みでありました3兆9千億円までの圧縮を半年前倒しで達成いたしました。15年度下期以降も、親会社である三井住友フィナンシャルグループがゴールドマン・サックス証券会社、大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ及び日本政策投資銀行と共同で設立いたしました企業再生会社なども活用し、処理を一段と加速させてまいります。

政策保有株式については、今年度上期においては、期初に最低目標として設定した7千億円の売却のうち既に約8割の売却を終えております。引き続き株価変動リスクの更なる圧縮を図ってまいります。

収益力の強化に向けては、複数の分野において競争優位を有するビジネスモデルを確立すべく、以下の取組みを行っております。

法人ビジネスにおいては、引き続き「融資慣行の見直し」を通じて利鞘改善に努力する一方、中堅・中小企業向けのリスクテイク型融資商品を拡充し、貸金増強に努めております。15年度には、ビジネスセレクトローンをはじめとしたリスクテイク型融資商品で2兆3千億円の新規投入を計画、15年度上期においては、計画を上回る新規投入を達成いたしました。また「審査改革」を通じて、審査手法の標準化と審査のスピードアップ・ローコスト化を図りましたが、15年度下期においても、引き続きリスクテイク型商品の新規投入を推進、質を伴った貸金ボリュームの増強を図ってまいります。加えて、中堅・大企業に対しては、引き続き市場型間接金融、投資銀行業務等のソリューションビジネスを、大和証券エスエムピーシーとの協業等も更に強化しながら、拡充してまいります。

個人ビジネスにおいては、コンサルティング事業など新しいビジネスモデルの確立を進め、投資信託・個人年金保険販売、住宅ローン等、既に高い競争優位を有している戦略分野を更に強化いたします。15年度においては、投資信託・個人年金保険販売並びに住宅ローンにおいて、前年度を大幅に上回る業務目標を立てておりますが、15年度上期の実績は計画を上回るものとなっております。加えて、決済ファイナンスの収益性向上などにも注力してまいります。

なお経費については、15年度に、当初計画を1年前倒しで年間経費6千億円体制を実現すべく、取り組んでおります。15年度上期については、人件費の削減等により計画は順調に推移しており、15年度下期についても、資材調達の見直し等の施策を推進、更なる削減を実現させる所存です。

グループ会社間の協働としては、15年4月に当行のシステム関連機能を日本総合研究所に移管・統合いたしました。また11月より当行と三井住友カードで共同開発した、20代・30代の個人のお客様だけを対象とした商品「One's Style(ワズスタイル)」の取扱いを開始しております。これからも、こうしたグループ会社間の連携を一段と進め、各社の強力な事業基盤をより活かしていくことで、グループ全体の収益力向上を図ってまいります。

こうした取組みの成果を実績としてお示しすることにより、市場の総合的評価を向上してまいりたいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間の研究開発活動につきましては、当行では行っておりませんが、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は9百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間中に新たに確定した計画について、記載すべき重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	100,000,000
第一種優先株式	67,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	800,000
第四種優先株式	250,000
第五種優先株式	250,000
第六種優先株式	300,000
計	101,767,000

(注) 「株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月18日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	54,811,805	同左		議決権あり (注) 1
第一種優先株式	67,000	同左		(注) 1, 2
第二種優先株式	100,000	同左		(注) 3
第三種優先株式	800,000	同左		(注) 1, 4
計	55,778,805	同左		

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の転換による株式数の増減は含まれておりません。

2 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当行は、利益配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という)または第一種優先株式の登録質権者(第一種優先株主および第一種優先株式の登録質権者を以下「第一種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第一種優先株式1株につき年10,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

- (b) ある営業年度において、第一種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第一種優先株主等に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。
- (ロ) 優先中間配当金
 当行は、中間配当を行うときは、第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第一種優先株式1株につき10,500円を上限として中間配当金を支払う。
- (ハ) 残余財産の分配
 (a) 当行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第一種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
 (b) 第一種優先株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。
- (ニ) 消却
 当行は、いつでも第一種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- (ホ) 議決権
 第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。
- (ヘ) 株式の併合または分割、新株引受権等
 (a) 当行は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
 (b) 当行は、第一種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。
- (ト) 普通株式への転換
 第一種優先株主は、以下に定めるところにより第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。
 転換請求期間
 発行日から平成21年2月26日まで。
 ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 転換の条件
 ① 転換価額
 転換価額は952,400円とする。
 ② 転換価額の修正
 転換価額は、平成15年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。
 修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が952,400円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記④により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記④により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は④に準じて調整される。
 ③ 転換価額の調整
 ④ 第一種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$
 調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
 ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。
 () 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
 株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

- () 株式分割により普通株式を発行する場合
株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- ① 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記④に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記④()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。
ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記④により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記④に準じて調整される。
- ③ 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ④ 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。
- ⑤ 転換により発行すべき普通株式数
第一種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が転換請求のために提出した第一種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
 発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ⑥ 転換により発行する株式の内容
当行普通株式
- ⑦ 転換請求受付場所
東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑧ 転換の効力発生
転換の効力は、転換請求書および第一種優先株式の株券が上記⑦の転換請求受付場所に到着した日に発生する。
- 一斉転換
- ⑨ 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第一種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。
- ⑩ 上記⑨の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第一種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から同年3月31日までになされたときは同年1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

3 第二種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当行は、利益配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という)または第二種優先株式の登録質権者(第二種優先株主および第二種優先株式の登録質権者を以下「第二種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第二種優先株式1株につき28,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。
- (b) ある営業年度において、第二種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第二種優先株主等に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先株式1株につき28,500円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

- (a) 当行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第二種優先株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当行は、いつでも第二種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当行は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当行は、第二種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第二種優先株主は、以下に定めるところにより第二種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

平成17年8月1日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

①当初転換価額

当初転換価額は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。当初転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該価額が952,400円(ただし、下記②により調整される)を下回る場合には、952,400円をもって当初転換価額とする。

㊦ 転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が952,400円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記㉠により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記㉠により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は㉠に準じて調整される。

㉠ 転換価額の調整

㉡ 第二種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
 - () 株式分割により普通株式を発行する場合
株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
 - () 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- ㉢ 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記㉠に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ㉣ 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記㉠()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。
ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記㉠により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記㉠に準じて調整される。
- ㉤ 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ㉥ 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。

㊦ 転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が転換請求のために提出した第二種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

㊧ 転換により発行する株式の内容

当行普通株式

㊨ 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番4号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

㊩ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第二種優先株式の株券が上記㊨の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉転換

㊪ 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第二種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第二種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。

㊫ 上記㊪の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から同年3月31日までになされたときは同年1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

4 第三種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ) 優先配当金

(a) 当行は、利益配当を行うときは、第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という)または第三種優先株式の登録質権者(第三種優先株主および第三種優先株式の登録質権者を以下「第三種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第三種優先株式1株につき年13,700円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

(b) ある営業年度において、第三種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第三種優先株主等に対しては、優先配当金額を超えて配当は行わない。

(ロ) 優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、第三種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第三種優先株式1株につき13,700円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ) 残余財産の分配

(a) 当行は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第三種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

(b) 第三種優先株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ) 消却

当行は、いつでも第三種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ) 議決権

第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有するものとする。

(へ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当行は、法令に定める場合を除き、第三種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
(b) 当行は、第三種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第三種優先株主は、以下に定めるところにより第三種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

発行日から平成21年9月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

①転換価額

第三種優先株式は、349,600円の転換価額で普通株式に転換することができる。

②転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月1日以降平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という)の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が251,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記④により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

③転換価額の調整

③第三種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

()転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

()株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

()転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式

(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型株式の転換価額または新株予約権の行使に際しての払込金額がその払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)または割当日において確定しない場合には、転換または新株予約権の行使のされ得る最初の日を調整後転換価額の適用開始日とし、その前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなす。

- ⑩ただし、上記⑨に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、上記⑨により修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正前転換価額については調整を行わないものとする。
- ⑪合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ⑫転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記⑩()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。
ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- ⑬転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ⑭転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。
- ⑮転換価額調整式で使用する1株当りの払込金額とは、上記⑩()の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、上記⑩()の場合には0円、上記⑩()の場合には当該転換価額または新株予約権の発行価額及び行使に際しての払込金額の合計額をそれぞれいうものとする。
- ⑯下限転換価額の調整
上記⑩により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えたうえで適用して同様の調整を行い、上記⑩⑪により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。
ただし、上記⑩⑪に定める場合には、調整後転換価額は当該修正日以降これを適用するものとする。
- ⑰転換により発行すべき普通株式数
第三種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第三種優先株主が転換請求のために提出した第三種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ⑱転換により発行する株式の内容
 当行普通株式
- ⑲転換請求受付場所
 東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
 住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑳転換の効力発生
 転換の効力は、転換請求書および第三種優先株式の株券が上記⑲の転換請求受付場所に到着した日に発生する。
- ㉑一斉転換
 ①転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第三種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第三種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が258,330円を下回るときは、第三種優先株式1株の払込金相当額を258,330円で除して得られる数の普通株式となる。
- ②上記①の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第三種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から同年3月31日までになされたときは同年1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年4月1日～ 平成15年9月30日		55,778		559,985,000		879,693,278

(4) 【大株主の状況】

普通株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	54,811,805	100.00
計		54,811,805	100.00

第一種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	67,000	100.00
計		67,000	100.00

第二種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	100,000	100.00
計		100,000	100.00

第三種優先株式

(平成15年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	800,000	100.00
計		800,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成15年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 967,000		(1)株式の総数等 発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 54,811,805	54,811,805	
端株			(注)
発行済株式総数	55,778,805		
総株主の議決権		54,811,805	

(注) 「1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載または記録しない。」旨定款に定めております。

【自己株式等】

該当ありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

当株式は証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておられません。

(2) 第一種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておられません。

(3) 第二種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておられません。

(4) 第三種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておられません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役員の役職の異動

該当ありません。

(注) 執行役員の状況

執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く。)のうち、常務執行役員が1名辞任しております。

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。

- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

- 3 当中間連結会計期間並びに当中間会計期間に係る本半期報告書は、最初に提出するものであります。なお、前中間連結会計期間及び前中間会計期間については、参考情報として、旧株式会社三井住友銀行の前中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表並びに前中間会計期間に係る中間財務諸表を記載しております。

なお、当行は平成15年3月17日を合併期日として旧株式会社三井住友銀行と合併いたしましたが、前中間連結会計期間において旧株式会社三井住友銀行の連結子会社として、同行の企業集団に属しており、当該合併は企業集団の状況に影響を与えておりません。

- 4 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 5 当中間連結会計期間の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、朝日監査法人の監査証明を受けております。

また、旧株式会社三井住友銀行の前中間連結会計期間の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間の中間財務諸表は、朝日監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (平成14年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成15年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	2,905,651	2.78	3,893,347	3.95	3,437,244	3.36
コールローン及び買入手形		474,150	0.45	654,263	0.66	187,563	0.18
買現先勘定		82,218	0.08	90,979	0.09	109,710	0.11
債券貸借取引支払保証金		2,186,491	2.09	625,010	0.64	1,981,243	1.93
買入金銭債権		307,755	0.30	445,240	0.45	363,981	0.35
特定取引資産	8	3,442,097	3.30	3,485,349	3.54	4,495,396	4.39
金銭の信託		44,106	0.04	27,498	0.03	24,629	0.02
有価証券	1, 2,8	22,650,667	21.70	22,286,942	22.64	23,958,521	23.40
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9	62,553,278	59.92	59,767,789	60.71	61,219,617	59.79
外国為替	7,8	922,640	0.88	774,597	0.79	749,974	0.73
その他資産	8, 10	3,302,344	3.16	2,241,815	2.28	2,157,885	2.11
動産不動産	8, 11,12	1,172,058	1.12	898,699	0.91	920,076	0.90
リース資産	12	930,418	0.89	31,187	0.03	26,130	0.03
繰延税金資産		1,999,075	1.92	1,778,716	1.81	1,885,307	1.84
再評価に係る繰延税金資産	11	726	0.00	723	0.00	724	0.00
連結調整勘定		19,031	0.02				
支払承諾見返		3,453,755	3.31	3,099,976	3.15	3,078,461	3.01
貸倒引当金		2,049,472	1.96	1,652,181	1.68	2,201,830	2.15
資産の部合計		104,396,997	100.00	98,449,957	100.00	102,394,637	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (平成14年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成15年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	61,438,332	58.85	63,181,316	64.18	62,996,004	61.52
譲渡性預金		4,846,529	4.64	3,440,610	3.49	4,889,017	4.77
コールマネー及び売渡手形	8	12,739,570	12.20	8,019,874	8.15	8,953,084	8.74
売現先勘定	8	1,946,489	1.86	1,897,172	1.93	4,144,735	4.05
債券貸借取引受入担保金	8	3,842,595	3.68	4,624,779	4.70	4,807,245	4.70
コマーシャル・ペーパー		185,500	0.18	2,500	0.00	50,500	0.05
特定取引負債	8	2,599,491	2.49	2,046,766	2.08	2,851,391	2.78
借入金	8, 13	2,721,278	2.61	1,300,947	1.32	1,427,000	1.39
外国為替		438,643	0.42	448,316	0.46	397,666	0.39
社債	14	3,582,598	3.43	3,648,034	3.71	3,441,137	3.36
信託勘定借				24,944	0.02	5,953	0.01
その他負債	8, 10	2,645,968	2.54	2,966,422	3.01	1,952,000	1.91
賞与引当金		21,216	0.02	15,070	0.01	16,111	0.02
退職給付引当金		148,116	0.14	84,274	0.09	92,802	0.09
債権売却損失引当金		47,190	0.05	2,628	0.00	20,665	0.02
日本国際博覧会出展引当金				57	0.00		
特別法上の引当金		255	0.00	531	0.00	649	0.00
繰延税金負債		34,507	0.03	61,095	0.06	43,726	0.04
再評価に係る繰延税金負債	11	62,693	0.06	56,685	0.06	58,788	0.06
連結調整勘定				13,136	0.01		
支払承諾	8	3,453,755	3.31	3,099,976	3.15	3,078,461	3.01
負債の部合計		100,754,733	96.51	94,935,141	96.43	99,226,942	96.91
(少数株主持分)							
少数株主持分		952,253	0.91	1,032,167	1.05	1,025,150	1.00
(資本の部)							
資本金		1,326,746	1.27	559,985	0.57	559,985	0.54
資本剰余金		1,683,896	1.61	1,298,511	1.32	1,298,511	1.27
利益剰余金		138,823	0.13	392,576	0.40	258,690	0.25
土地再評価差額金	11	117,957	0.12	97,810	0.10	101,336	0.10
その他有価証券評価差額金		512,407	0.49	175,171	0.17	21,559	0.02
為替換算調整勘定		53,754	0.05	41,406	0.04	54,419	0.05
自己株式		11,250	0.01				
資本の部合計		2,690,010	2.58	2,482,647	2.52	2,142,544	2.09
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		104,396,997	100.00	98,449,957	100.00	102,394,637	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,762,535	100.00	1,367,101	100.00	3,549,937	100.00
資金運用収益		954,856		811,993		1,817,526	
(うち貸出金利息)		(639,943)		(569,655)		(1,262,140)	
(うち有価証券利息配当金)		(140,090)		(139,133)		(268,840)	
信託報酬				84		7	
役務取引等収益		204,619		198,421		424,235	
特定取引収益		110,534		163,904		206,496	
その他業務収益		444,096		128,161		947,036	
その他経常収益	1	48,429		64,536		154,634	
経常費用		1,612,679	91.50	1,220,194	89.25	4,017,446	113.17
資金調達費用		220,912		155,479		417,405	
(うち預金利息)		(83,905)		(56,746)		(152,364)	
役務取引等費用		42,195		49,156		74,257	
特定取引費用		718				725	
その他業務費用		333,888		141,188		721,193	
営業経費	2	446,103		388,498		888,421	
その他経常費用	3	568,862		485,871		1,915,443	
経常利益(は経常損失)		149,856	8.50	146,906	10.75	467,509	13.17
特別利益	4	2,942	0.17	41,266	3.01	11,906	0.33
特別損失	5	42,448	2.41	19,416	1.42	87,067	2.45
税金等調整前中間(当期)純利益 (は税金等調整前当期純損失)		110,349	6.26	168,757	12.34	542,670	15.29
法人税、住民税及び事業税		26,700	1.51	16,675	1.22	65,912	1.86
法人税等調整額		10,333	0.59	5,307	0.39	216,233	6.09
少数株主利益		18,170	1.03	24,999	1.83	37,037	1.04
中間(当期)純利益 (は当期純損失)		55,145	3.13	132,388	9.68	429,387	12.10

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 連結剰余金計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		1,684,373	1,298,511	1,684,373
資本準備金期首残高		1,326,758		1,326,758
その他資本剰余金 期首残高		357,614		357,614
資本剰余金増加高				445,127
増資による新株の発行				284,907
株式交換に伴う増加高				160,220
資本剰余金減少高		476		830,990
合併に伴う減少高				826,653
自己株式処分差損		476		4,336
資本剰余金中間期末 (期末)残高		1,683,896	1,298,511	1,298,511
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		117,743	258,690	117,743
利益剰余金増加高		58,431	135,914	731,649
中間純利益		55,145	132,388	
合併に伴う増加高				658,440
連結子会社の合併に 伴う増加高	3			3
連結子会社の減少に 伴う増加高				30,060
持分法適用会社の 増加に伴う増加高				5,248
持分法適用会社の 減少に伴う増加高				20,771
土地再評価差額金の 取崩に伴う増加高		3,283	3,525	17,125
利益剰余金減少高		37,351	2,028	590,702
当期純損失				429,387
配当金		37,349		161,312
連結子会社の合併に 伴う減少高			2,028	
連結子会社の減少に 伴う減少高	2			2
利益剰余金中間期末 (期末)残高		138,823	392,576	258,690

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度連結
		(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	キャッシュ・フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純利益 (は税金等調整前 当期純損失)		110,349	168,757	542,670
動産不動産等 減価償却費		44,208	33,410	89,412
リース資産減価償却費		149,071	3,702	312,562
連結調整勘定償却額		2,773	28	10,399
持分法による 投資損益()		2,807	452	1,703
貸倒引当金の増加額		109,670	556,515	82,688
債権売却損失引当金の 増加額		39,180	18,036	65,706
賞与引当金の増加額		402	1,005	224
退職給付引当金の 増加額		147	7,628	47,563
日本国際博覧会出展 引当金の増加額			57	
資金運用収益		954,856	811,993	1,817,526
資金調達費用		220,912	155,479	417,405
有価証券関係損益()		107,763	40,833	453,229
金銭の信託の 運用損益()		3,703	1,007	4,003
為替差損益()		154,537	221,120	170,155
動産不動産処分 損益()		11,034	7,594	33,298
リース資産処分 損益()		2,020	171	1,505
特定取引資産の 純増()減		216,670	1,003,098	1,253,569
特定取引負債の 純増減()		321,258	802,432	569,881
貸出金の純増()減		1,008,160	2,021,048	2,215,660
預金の純増減()		3,532,384	454,162	1,986,230
譲渡性預金の 純増減()		1,813,399	1,454,196	1,780,894
借入金 (劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		71,036	74,293	261,965
有利息預け金の 純増()減		2,294,589	430,766	2,947,784
コールローン等の 純増()減		1,071,737	509,364	1,280,173
債券貸借取引支払 保証金の純増()減		834,028	1,356,233	1,039,276
コールマネー等の 純増減()		2,490,237	3,181,690	902,660
コマースナル・ ペーパーの純増減()		982,000	48,000	979,700
債券貸借取引受入 担保金の純増減()		667,795	182,466	1,632,445

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
外国為替(資産)の 純増()減		129,163	24,440	42,144
外国為替(負債)の 純増減()		139,635	50,442	99,013
普通社債の発行・ 償還による純増減()		182,702	19,454	457,319
信託勘定借の 純増減()			18,990	5,953
資金運用による収入		1,049,827	842,297	1,957,564
資金調達による支出		243,453	165,635	464,800
その他		171,533	909,660	67,366
小計		2,599,937	1,936,101	5,589,349
法人税等の支払額		37,447	19,966	99,188
営業活動による キャッシュ・フロー		2,562,490	1,956,067	5,490,161
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による 支出		27,644,498	23,707,187	49,937,936
有価証券の売却による 収入		20,817,747	15,804,009	37,713,543
有価証券の償還による 収入		4,256,509	9,804,270	7,907,363
金銭の信託の増加に よる支出		14,621	21,111	14,622
金銭の信託の減少に よる収入		4,026	17,268	23,624
動産不動産の取得に よる支出		30,911	13,667	69,883
動産不動産の売却に よる収入		28,219	17,149	73,677
リース資産の取得に よる支出		162,426	8,988	336,512
リース資産の売却に よる収入		14,875	49	33,900
連結範囲の変更を伴う 子会社株式の取得に よる支出	2	3,924	8,978	15,444
連結範囲の変更を伴う 子会社株式の売却に よる収入		53		53
投資活動による キャッシュ・フロー		2,734,949	1,882,813	4,622,236
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による 収入		117,000	34,500	165,000
劣後特約付借入金の 返済による支出		204,500	95,500	286,500
劣後特約付社債・ 新株予約権付社債の 発行による収入		152,687	238,362	223,950
劣後特約付社債・ 新株予約権付社債の 償還による支出		226,871	42,962	565,522
株式等の発行による 収入				570,269
配当金支払額		37,313	23	161,312

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
少数株主からの払込み による収入		220		220
少数株主への配当金 支払額		25,147	24,469	39,621
自己株式の取得による 支出		3,588		7,524
自己株式の売却による 収入		4,968		8,479
財務活動による キャッシュ・フロー		222,546	109,906	92,561
現金及び現金同等物に 係る換算差額		2,325	1,763	2,629
現金及び現金同等物の 増加額(は現金及び 現金同等物の減少額)		397,329	34,889	772,734
現金及び現金同等物の 期首残高		2,128,742	2,895,968	2,128,742
連結子会社の合併に伴う 現金及び現金同等物の 増加額		0		0
連結除外に伴う現金及び 現金同等物の減少額				5,509
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	1,731,413	2,930,857	2,895,968

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 147社 主要な会社名 株式会社みなと銀行 株式会社関西銀行 Manufacturers Bank 三井住友銀リース株式会社 三井住友カード株式会社 エスエムビーシー キャピタル株式会社 エスエムビーシー ファイナンス株式会社 さくらフレンド証券 株式会社 株式会社日本総合研究所 SMBC Capital Markets, Inc. なお、フィナンシャル・リンク株式会社、マツダオートリース株式会社は株式取得により、エスエムビーシーパーソナルサポート株式会社他3社は新規設立により当中間連結会計期間から連結子会社としております。また、Sakura Trust International Limited 他1社は清算により、エス・ビー・オートサービス株式会社は売却により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd. 子会社エス・ビー・エル・マネイジメント株式会社他116社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 連結子会社 115社 主要な会社名 株式会社みなと銀行 株式会社関西銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited Manufacturers Bank SMBCキャピタル株式会社 SMBCファイナンスサービス株式会社 SMBCフレンド証券株式会社 SMBC Capital Markets, Inc. なお、株式会社関西さわやか銀行他2社は株式取得により、SMBC Leasing Investment L.L.C. 他2社は新規設立により、当中間連結会計期間から連結子会社としております。 さくらフレンド証券株式会社、株式会社三井ファイナンスサービス、さくらファイナンスサービス株式会社他1社は合併により、Sakura Global Capital Asia Limited は清算により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd. 非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 連結子会社 114社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 明光ナショナル証券株式会社他2社は株式取得により、Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited 他7社は新規設立により、当連結会計年度より連結子会社としております。 三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、株式会社日本総合研究所他26社は当行の会社分割等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。また、さくら投信投資顧問株式会社他4社は合併により、Sumitomo Mitsui Finance Australia (Securities) Limited 他6社は清算等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd. 非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 5社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 33社</p> <p>主要な会社名 大和証券エスエムピーシー株式会社 株式会社クオーク</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>子会社エス・ビー・エル・マネイジメント株式会社他116社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項ただし書第2号により、持分法非適用にしております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社、関連会社の中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 4社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 12社</p> <p>主要な会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社 株式会社クオーク</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>主要な会社名 エスアイエス・テクノサービス株式会社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社、関連会社の中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 4社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co., Ltd. Bangkok SMBC Systems Co., Ltd. は清算により子会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の非連結子会社から除外しております。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 12社</p> <p>主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。</p> <p>三井住友アセットマネジメント株式会社はさくら投信投資顧問株式会社の合併に伴う株式取得により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。</p> <p>大和証券エスエムピーシー株式会社、大和住銀投信投資顧問株式会社他18社は当行の会社分割により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。また、China United International Leasing Co., Ltd. は売却により関連会社でなくなったため、明光ナショナル証券株式会社は株式取得により連結子会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>主要な会社名 エスアイエス・テクノサービス株式会社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社、関連会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																														
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>3月末日</td><td>5社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>56社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>84社</td></tr> </table> <p>(2) 3月末日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在、4月末日を中間決算日とする連結子会社については、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	3月末日	5社	4月末日	1社	6月末日	56社	7月末日	1社	9月末日	84社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>3月末日</td><td>5社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>46社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>62社</td></tr> </table> <p>(2) 3月末日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在、4月末日を中間決算日とする連結子会社については、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	3月末日	5社	4月末日	1社	6月末日	46社	7月末日	1社	9月末日	62社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>9月末日</td><td>5社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>44社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>63社</td></tr> </table> <p>(2) 9月末日を決算日とする連結子会社は、3月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、平成15年2月に設立された12月末日を決算日とする海外連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	9月末日	5社	10月末日	1社	12月末日	44社	1月末日	1社	3月末日	63社
3月末日	5社																																
4月末日	1社																																
6月末日	56社																																
7月末日	1社																																
9月末日	84社																																
3月末日	5社																																
4月末日	1社																																
6月末日	46社																																
7月末日	1社																																
9月末日	62社																																
9月末日	5社																																
10月末日	1社																																
12月末日	44社																																
1月末日	1社																																
3月末日	63社																																
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>																														

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>なお、当行の特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当中間連結会計期間より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づき総額で「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」が83,790百万円減少し、「特定取引資産」及び「特定取引負債」がそれぞれ47,405百万円及び131,196百万円増加しております。</p>	
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(1)及び(2)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p> <p>なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産及びリース資産</p> <p>当行の動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び国内連結子会社における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産及びリース資産</p> <p>当行の動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産及びリース資産</p> <p>当行の動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、当行においては今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、当該債権の全部又は一部が3か月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された、与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、当連結会計年度より、当行においては「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」(日本公認会計士協会平成15年2月24日)等の趣旨を踏まえ、当該債務者に対する債権の全部又は一部が3か月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類される債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,768,046百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,651,711百万円であります。</p>	<p>りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,251,553百万円であります。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。</p> <p>一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、当連結会計年度中に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けておりますが、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。</p>
	<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。</p>	<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	同左
		<p>(9) 日本国際博覧会出展引当金の計上基準 2005年に愛知県において開催される「2005年日本国際博覧会」(愛知万博)への出展費用に関し、日本国際博覧会出展引当金を計上しております。</p> <p>なお、この引当金は租税特別措置法第57条の2の準備金を含んでおります。</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金237百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>証券取引責任準備金 国内連結子会社は、証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金513百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>金融先物取引責任準備金</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p style="text-align: center;">証券取引責任準備金</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金631百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>金融先物取引責任準備金</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p style="text-align: center;">証券取引責任準備金</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>国内銀行連結子会社の外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。</p> <p>この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」がそれぞれ2,846百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上していましたが、当中間連結会計期間より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で「その他資産」及び「その他負債」</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号。以下、「旧報告」という。)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用していましたが、当連結会計年度からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき旧報告が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。当該経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」がそれぞれ737,724百万円増加しております。</p> <p>また、連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>また、連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	(11) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりております。	(12) リース取引の処理方法 同左	(11) リース取引の処理方法 同左
	(12) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準 リース取引のリース料収入の計上方法 主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法 主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。	(13) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準 リース取引のリース料収入の計上方法 同左 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法 同左	(12) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準 リース取引のリース料収入の計上方法 同左 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法 当行はヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。</p> <p>また、一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に定められた処理を行っております。</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法 ・金利リスク・ヘッジ 当行は金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>前連結会計年度は、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」について、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)による経過措置を適用しておりますが、当中間連結会計期間からは、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、同報告の本則規定を適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間毎にグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相關関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>会計処理については、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用してはりましたが、当中間連結会計期間における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、「その他資産」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ21,462百万円及び13,521百万円減少し、「繰延税金資産」が8,507百万円増加しております。</p> <p>また、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、上記の変更に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、当中間連結会計期間から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益とし</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法 当行はヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。</p> <p>また、一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に定められた処理を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>て期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は422,999百万円、繰延ヘッジ利益の総額は410,931百万円であります。</p> <p>・為替変動リスク・ヘッジ 当行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、業種別監査委員会報告第25号の本則規定に基づく繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>・連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。</p>	
	(14) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものとあります。	(15) 消費税等の会計処理 同左	(14) 消費税等の会計処理 同左
	(15) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び国内連結子会社の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(16) 税効果会計に関する事項 同左	

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			<p>(15) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部及び連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>また、連結キャッシュ・フロー計算書において、従来区分掲記しておりました「子会社の所有する親会社株式の売却による収入」(当連結会計年度8,479百万円)は当連結会計年度より「自己株式の売却による収入」に含めております。</p> <p>1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、(1株当たり情報)に記載しております。</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前中間連結会計期間において「その他資産」に含めて表示していた「債券借入取引担保金」は、当中間連結会計期間より「債券貸借取引支払保証金」として区分掲記しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」は2,186,491百万円減少し、「債券貸借取引支払保証金」は同額増加しております。また、前中間連結会計期間における「債券貸付取引担保金」は、当中間連結会計期間より「債券貸借取引受入担保金」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>(1) 前中間連結会計期間における「債券借入取引担保金の純増()減」、「債券貸付取引担保金の純増減()」は、当中間連結会計期間から、それぞれ「債券貸借取引支払保証金の純増()減」、「債券貸借取引受入担保金の純増減()」として記載しております。</p> <p>(2) 前中間連結会計期間における「劣後特約付社債・転換社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・転換社債の償還による支出」は、当中間連結会計期間から、それぞれ「劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出」として記載しております。</p>	

追加情報

<p>前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>
<p>1 外貨建取引等会計処理基準</p> <p>当行及び国内銀行連結子会社は、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号。以下「旧報告」という。)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき旧報告が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。</p> <p>外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p>		<p>外形標準課税に係る事業税</p> <p>東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年 4月 1日東京都条例第145号)(以下、「都条例」という。)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、株式会社さくら銀行及び株式会社住友銀行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年 3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金16,633百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年 3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年 4月 9日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年 1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金36,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年 2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。</p> <p>このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。都条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、前々連結会計年度が株式会社さくら銀行が第11期に計上した金額と株式会社住友銀行</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の間中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>この変更による中間連結財務諸表への影響は軽微であります。</p> <p>2 自己株式及び法定準備金取崩等会計基準</p> <p>当中間連結会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。</p> <p>これにより、中間連結貸借対照表上、「有価証券」は826百万円減少し、「資本の部」は3,709百万円増加し、「少数株主持分」は4,536百万円減少しております。</p> <p>なお、中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>また、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		<p>が第157期に計上した金額の合計で16,833百万円、前連結会計年度が株式会社三井住友銀行が第1期に計上した金額が19,862百万円、当連結会計年度が18,269百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。</p> <p>また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は32,495百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は98,703百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は3,236百万円減少しており、これらにより純資産額は95,467百万円減少しております。</p> <p>また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年6月9日大阪府条例第131号)(以下、「府条例」という。)が施行されたことに伴い、従来から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成14年4月4日に、株式会社三井住友銀行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年5月30日大阪府条例第77号)(以下、「平成14年改正府条例」という。)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年3月25日大阪府条例第14号)(以下、「平成15年改正府条例」という。)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>また、中間連結キャッシュ・フロー計算書において、従来区分掲記しておりました「子会社の所有する親会社株式の売却による収入」(当中間連結会計期間4,968百万円)は当中間連結会計期間より「自己株式の売却による収入」に含めております。</p>		<p>は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改政府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改政府条例及び平成15年改政府条例を合憲・適法なものとして認めたとということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は48,699百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は1,575百万円減少しており、これらにより純資産額は47,124百万円減少しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間 (平成14年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式187,006百万円及び出資金1,691百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に999百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に301百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,190,151百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは107,709百万円であります。また、使用貸借又は賃貸借契約により受け入れている有価証券については、担保の差入等を行なうことがあります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は249,899百万円、延滞債権額は3,116,433百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式22,386百万円及び出資金1,310百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に6,002百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に119百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は654,394百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは136,090百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は178,469百万円、延滞債権額は2,238,953百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、38,941百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式21,816百万円及び出資金1,194百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に999百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に140百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,084,632百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは99,624百万円あります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は199,794百万円、延滞債権額は2,665,675百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間 (平成14年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は109,388百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,759,599百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,235,319百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,020,775百万円であります。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は98,214百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,836,665百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,352,301百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、38,941百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は966,761百万円であります。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は128,493百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,689,172百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,683,134百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,078,333百万円であります。</p>

前中間連結会計期間 (平成14年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成15年3月31日現在)																																																																																										
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>63,895百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>562,181百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>13,180,902百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,880,182百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>1,316百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>541百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>12,187百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー 及び売渡手形</td><td>11,448,400百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>1,931,859百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引 受入担保金</td><td>3,584,093百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>87,964百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>81,254百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>11,095百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>41,946百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金59,335百万円、特定取引資産171百万円、有価証券1,341,402百万円及び貸出金1,702,156百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は118,734百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は13,398百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は53,829百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約で</p>	現金預け金	63,895百万円	特定取引資産	562,181百万円	有価証券	13,180,902百万円	貸出金	3,880,182百万円	その他資産 (延払資産等)	1,316百万円	動産不動産	541百万円	担保資産に対応する債務		預金	12,187百万円	コールマネー 及び売渡手形	11,448,400百万円	売現先勘定	1,931,859百万円	債券貸借取引 受入担保金	3,584,093百万円	特定取引負債	87,964百万円	借入金	81,254百万円	その他負債	11,095百万円	支払承諾	41,946百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>124,638百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>570,857百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>9,794,304百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,760,959百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>1,180百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>529百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>14,910百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー 及び売渡手形</td><td>7,054,900百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>1,857,026百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引 受入担保金</td><td>4,355,513百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>144,062百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>4,191百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>10,979百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>149,297百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金44,798百万円、特定取引資産4,204百万円、有価証券3,966,901百万円及び貸出金968,383百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は110,997百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は7,036百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約で</p>	現金預け金	124,638百万円	特定取引資産	570,857百万円	有価証券	9,794,304百万円	貸出金	3,760,959百万円	その他資産 (延払資産等)	1,180百万円	動産不動産	529百万円	担保資産に対応する債務		預金	14,910百万円	コールマネー 及び売渡手形	7,054,900百万円	売現先勘定	1,857,026百万円	債券貸借取引 受入担保金	4,355,513百万円	特定取引負債	144,062百万円	借入金	4,191百万円	その他負債	10,979百万円	支払承諾	149,297百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>75,268百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>990,965百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>11,457,673百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>4,738,320百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>1,140百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>535百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>21,038百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー 及び売渡手形</td><td>7,952,599百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>4,107,615百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引 受入担保金</td><td>4,189,794百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>136,975百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>2,847百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>18,548百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>41,108百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金54,370百万円、特定取引資産13,937百万円、有価証券4,621,947百万円及び貸出金781,138百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は114,961百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,814百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約で</p>	現金預け金	75,268百万円	特定取引資産	990,965百万円	有価証券	11,457,673百万円	貸出金	4,738,320百万円	その他資産 (延払資産等)	1,140百万円	動産不動産	535百万円	担保資産に対応する債務		預金	21,038百万円	コールマネー 及び売渡手形	7,952,599百万円	売現先勘定	4,107,615百万円	債券貸借取引 受入担保金	4,189,794百万円	特定取引負債	136,975百万円	借入金	2,847百万円	その他負債	18,548百万円	支払承諾	41,108百万円
現金預け金	63,895百万円																																																																																											
特定取引資産	562,181百万円																																																																																											
有価証券	13,180,902百万円																																																																																											
貸出金	3,880,182百万円																																																																																											
その他資産 (延払資産等)	1,316百万円																																																																																											
動産不動産	541百万円																																																																																											
担保資産に対応する債務																																																																																												
預金	12,187百万円																																																																																											
コールマネー 及び売渡手形	11,448,400百万円																																																																																											
売現先勘定	1,931,859百万円																																																																																											
債券貸借取引 受入担保金	3,584,093百万円																																																																																											
特定取引負債	87,964百万円																																																																																											
借入金	81,254百万円																																																																																											
その他負債	11,095百万円																																																																																											
支払承諾	41,946百万円																																																																																											
現金預け金	124,638百万円																																																																																											
特定取引資産	570,857百万円																																																																																											
有価証券	9,794,304百万円																																																																																											
貸出金	3,760,959百万円																																																																																											
その他資産 (延払資産等)	1,180百万円																																																																																											
動産不動産	529百万円																																																																																											
担保資産に対応する債務																																																																																												
預金	14,910百万円																																																																																											
コールマネー 及び売渡手形	7,054,900百万円																																																																																											
売現先勘定	1,857,026百万円																																																																																											
債券貸借取引 受入担保金	4,355,513百万円																																																																																											
特定取引負債	144,062百万円																																																																																											
借入金	4,191百万円																																																																																											
その他負債	10,979百万円																																																																																											
支払承諾	149,297百万円																																																																																											
現金預け金	75,268百万円																																																																																											
特定取引資産	990,965百万円																																																																																											
有価証券	11,457,673百万円																																																																																											
貸出金	4,738,320百万円																																																																																											
その他資産 (延払資産等)	1,140百万円																																																																																											
動産不動産	535百万円																																																																																											
担保資産に対応する債務																																																																																												
預金	21,038百万円																																																																																											
コールマネー 及び売渡手形	7,952,599百万円																																																																																											
売現先勘定	4,107,615百万円																																																																																											
債券貸借取引 受入担保金	4,189,794百万円																																																																																											
特定取引負債	136,975百万円																																																																																											
借入金	2,847百万円																																																																																											
その他負債	18,548百万円																																																																																											
支払承諾	41,108百万円																																																																																											

前中間連結会計期間 (平成14年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
<p>あります。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,213,119百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが、27,817,213百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,145,365百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,283,116百万円あります。</p>	<p>あります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,300,114百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが、24,760,530百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,731,260百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,607,821百万円あります。</p>	<p>あります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,977,879百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが26,272,078百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は944,797百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,094,799百万円あります。</p>

前中間連結会計期間 (平成14年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
<p>11 当行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>また、一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 当行 平成10年3月31日及び 平成14年3月31日 一部の連結子会社 平成11年3月31日、 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>11 当行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>また、一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 当行 平成10年3月31日及び 平成14年3月31日 一部の連結子会社 平成11年3月31日、 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>11 当行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>また、一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 当行 平成10年3月31日及び 平成14年3月31日 一部の連結子会社 平成11年3月31日、 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p>

前中間連結会計期間 (平成14年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
<p>一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>12 動産不動産の減価償却累計額は661,729百万円、リース資産の減価償却累計額は1,404,704百万円であります。</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金911,954百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債1,677,150百万円が含まれております。</p>	<p>一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>12 動産不動産の減価償却累計額は544,097百万円、リース資産の減価償却累計額は28,555百万円であります。</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金811,510百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債1,583,839百万円が含まれております。</p>	<p>一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>12 動産不動産の減価償却累計額は572,532百万円、リース資産の減価償却累計額は28,558百万円であります。</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金877,609百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債1,403,028百万円が含まれております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>1 その他経常収益には、株式等売却益37,123百万円を含んでおります。</p> <p>3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額173,591百万円、貸出金償却122,826百万円、株式等償却181,734百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、動産不動産処分益1,666百万円、償却債権取立益1,194百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額11,732百万円、店舗の統廃合等に伴う動産不動産処分損12,701百万円及びソフトウェアの除却損11,059百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益55,263百万円を含んでおります。</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却379,528百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解成立による還付税金38,236百万円及び還付加算金2,097百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額10,667百万円、店舗の統廃合等に伴う動産不動産処分損8,012百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益75,122百万円を含んでおります。</p> <p>2 営業経費には、研究開発費780百万円を含んでおります。</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却364,605百万円、株式等償却509,205百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、厚生年金基金代行部分返上益4,413百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額23,158百万円、ソフトウェア等の除却損15,014百万円を含んでおります。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																																														
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成14年 9月30日現在 (金額単位 百万円)</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>2,905,651</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td>1,174,238</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,731,413</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	2,905,651	有利息預け金	1,174,238	現金及び現金同等物	1,731,413	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成15年 9月30日現在 (金額単位 百万円)</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>3,893,347</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td>962,489</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,930,857</td> </tr> </table> <p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに株式会社関西さわやか銀行他2社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <p>(金額単位 百万円)</p> <table> <tr> <td>資産</td> <td>800,140</td> </tr> <tr> <td>(うち貸出金)</td> <td>593,042)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td>724,780</td> </tr> <tr> <td>(うち預金)</td> <td>682,795)</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td>23,450</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定</td> <td>13,136</td> </tr> <tr> <td>上記3社株式の取得価額</td> <td>38,773</td> </tr> <tr> <td>上記3社現金及び現金同等物</td> <td>29,794</td> </tr> <tr> <td>差引：上記3社取得のための支出</td> <td>8,978</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,893,347	有利息預け金	962,489	現金及び現金同等物	2,930,857	資産	800,140	(うち貸出金)	593,042)	負債	724,780	(うち預金)	682,795)	少数株主持分	23,450	連結調整勘定	13,136	上記3社株式の取得価額	38,773	上記3社現金及び現金同等物	29,794	差引：上記3社取得のための支出	8,978	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成15年 3月31日現在 (金額単位 百万円)</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>3,437,244</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td>541,275</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,895,968</td> </tr> </table> <p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに明光ナショナル証券株式会社、三井オートリース株式会社他3社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <p>(金額単位 百万円)</p> <table> <tr> <td>資産</td> <td>191,318</td> </tr> <tr> <td>(うちリース資産)</td> <td>82,346)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td>150,698</td> </tr> <tr> <td>(うち借入金)</td> <td>96,817)</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td>26,881</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定</td> <td>5,013</td> </tr> <tr> <td>上記5社株式の取得価額</td> <td>18,751</td> </tr> <tr> <td>上記5社現金及び現金同等物</td> <td>3,306</td> </tr> <tr> <td>差引：上記5社取得のための支出</td> <td>15,444</td> </tr> </table> <p>3 重要な非資金取引の内容</p> <p>会社分割等に伴い連結の範囲から除外された三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、株式会社日本総合研究所他26社の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりです。</p> <p>(金額単位 百万円)</p> <table> <tr> <td>資産</td> <td>2,865,787</td> </tr> <tr> <td>(うちリース資産)</td> <td>996,596)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td>2,596,322</td> </tr> <tr> <td>(うち借入金)</td> <td>1,433,305)</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,437,244	有利息預け金	541,275	現金及び現金同等物	2,895,968	資産	191,318	(うちリース資産)	82,346)	負債	150,698	(うち借入金)	96,817)	少数株主持分	26,881	連結調整勘定	5,013	上記5社株式の取得価額	18,751	上記5社現金及び現金同等物	3,306	差引：上記5社取得のための支出	15,444	資産	2,865,787	(うちリース資産)	996,596)	負債	2,596,322	(うち借入金)	1,433,305)
現金預け金勘定	2,905,651																																																															
有利息預け金	1,174,238																																																															
現金及び現金同等物	1,731,413																																																															
現金預け金勘定	3,893,347																																																															
有利息預け金	962,489																																																															
現金及び現金同等物	2,930,857																																																															
資産	800,140																																																															
(うち貸出金)	593,042)																																																															
負債	724,780																																																															
(うち預金)	682,795)																																																															
少数株主持分	23,450																																																															
連結調整勘定	13,136																																																															
上記3社株式の取得価額	38,773																																																															
上記3社現金及び現金同等物	29,794																																																															
差引：上記3社取得のための支出	8,978																																																															
現金預け金勘定	3,437,244																																																															
有利息預け金	541,275																																																															
現金及び現金同等物	2,895,968																																																															
資産	191,318																																																															
(うちリース資産)	82,346)																																																															
負債	150,698																																																															
(うち借入金)	96,817)																																																															
少数株主持分	26,881																																																															
連結調整勘定	5,013																																																															
上記5社株式の取得価額	18,751																																																															
上記5社現金及び現金同等物	3,306																																																															
差引：上記5社取得のための支出	15,444																																																															
資産	2,865,787																																																															
(うちリース資産)	996,596)																																																															
負債	2,596,322																																																															
(うち借入金)	1,433,305)																																																															

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																																																																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>16,976百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>158百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>17,134百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>7,572百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>92百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,665百万円</td></tr> </table> ・中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>9,404百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>65百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,469百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>2,700百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>6,987百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,688百万円</td></tr> </table> ・支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>1,822百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,686百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>115百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	動産	16,976百万円	その他	158百万円	合計	17,134百万円	動産	7,572百万円	その他	92百万円	合計	7,665百万円	動産	9,404百万円	その他	65百万円	合計	9,469百万円	1年内	2,700百万円	1年超	6,987百万円	合計	9,688百万円	支払リース料	1,822百万円	減価償却費相当額	1,686百万円	支払利息相当額	115百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>28,412百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,590百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>30,003百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>17,145百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,250百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>18,395百万円</td></tr> </table> ・中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>11,267百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>339百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,607百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>4,641百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>7,425百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12,067百万円</td></tr> </table> ・支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>2,965百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,729百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>217百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	動産	28,412百万円	その他	1,590百万円	合計	30,003百万円	動産	17,145百万円	その他	1,250百万円	合計	18,395百万円	動産	11,267百万円	その他	339百万円	合計	11,607百万円	1年内	4,641百万円	1年超	7,425百万円	合計	12,067百万円	支払リース料	2,965百万円	減価償却費相当額	2,729百万円	支払利息相当額	217百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>55,751百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9,420百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>65,171百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>27,163百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4,413百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>31,577百万円</td></tr> </table> ・年度末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>28,587百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5,007百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>33,594百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>10,536百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>24,178百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>34,714百万円</td></tr> </table> ・支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>3,738百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>3,440百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>279百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 	動産	55,751百万円	その他	9,420百万円	合計	65,171百万円	動産	27,163百万円	その他	4,413百万円	合計	31,577百万円	動産	28,587百万円	その他	5,007百万円	合計	33,594百万円	1年内	10,536百万円	1年超	24,178百万円	合計	34,714百万円	支払リース料	3,738百万円	減価償却費相当額	3,440百万円	支払利息相当額	279百万円
動産	16,976百万円																																																																																											
その他	158百万円																																																																																											
合計	17,134百万円																																																																																											
動産	7,572百万円																																																																																											
その他	92百万円																																																																																											
合計	7,665百万円																																																																																											
動産	9,404百万円																																																																																											
その他	65百万円																																																																																											
合計	9,469百万円																																																																																											
1年内	2,700百万円																																																																																											
1年超	6,987百万円																																																																																											
合計	9,688百万円																																																																																											
支払リース料	1,822百万円																																																																																											
減価償却費相当額	1,686百万円																																																																																											
支払利息相当額	115百万円																																																																																											
動産	28,412百万円																																																																																											
その他	1,590百万円																																																																																											
合計	30,003百万円																																																																																											
動産	17,145百万円																																																																																											
その他	1,250百万円																																																																																											
合計	18,395百万円																																																																																											
動産	11,267百万円																																																																																											
その他	339百万円																																																																																											
合計	11,607百万円																																																																																											
1年内	4,641百万円																																																																																											
1年超	7,425百万円																																																																																											
合計	12,067百万円																																																																																											
支払リース料	2,965百万円																																																																																											
減価償却費相当額	2,729百万円																																																																																											
支払利息相当額	217百万円																																																																																											
動産	55,751百万円																																																																																											
その他	9,420百万円																																																																																											
合計	65,171百万円																																																																																											
動産	27,163百万円																																																																																											
その他	4,413百万円																																																																																											
合計	31,577百万円																																																																																											
動産	28,587百万円																																																																																											
その他	5,007百万円																																																																																											
合計	33,594百万円																																																																																											
1年内	10,536百万円																																																																																											
1年超	24,178百万円																																																																																											
合計	34,714百万円																																																																																											
支払リース料	3,738百万円																																																																																											
減価償却費相当額	3,440百万円																																																																																											
支払利息相当額	279百万円																																																																																											

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <ul style="list-style-type: none"> 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 2,005,781百万円 その他 296,992百万円 合計 2,302,774百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,233,096百万円 その他 159,925百万円 合計 1,393,022百万円 中間連結会計期間末残高 <ul style="list-style-type: none"> 動産 772,685百万円 その他 137,066百万円 合計 909,751百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 293,112百万円 1年超 666,670百万円 合計 959,783百万円 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 183,181百万円 減価償却費 147,396百万円 受取利息相当額 32,846百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 20,231百万円 1年超 116,642百万円 合計 136,873百万円 <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 298百万円 1年超 686百万円 合計 984百万円 なお、上記1、2に記載した貸手側の未経過リース料のうち115,355百万円を借用金等の担保に提供しております。 	<p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <ul style="list-style-type: none"> 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 38,826百万円 その他 1,909百万円 合計 40,735百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 22,847百万円 その他 882百万円 合計 23,729百万円 中間連結会計期間末残高 <ul style="list-style-type: none"> 動産 15,978百万円 その他 1,026百万円 合計 17,005百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 6,070百万円 1年超 11,785百万円 合計 17,855百万円 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 3,793百万円 減価償却費 3,167百万円 受取利息相当額 508百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 16,411百万円 1年超 88,795百万円 合計 105,206百万円 <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 385百万円 1年超 1,294百万円 合計 1,680百万円 なお、上記1、2に記載した貸手側の未経過リース料のうち3,090百万円を借用金等の担保に提供しております。 	<p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 38,239百万円 その他 1,869百万円 合計 40,109百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 22,365百万円 その他 965百万円 合計 23,331百万円 年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> 動産 15,873百万円 その他 903百万円 合計 16,777百万円 未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 6,043百万円 1年超 11,550百万円 合計 17,594百万円 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 374,816百万円 減価償却費 306,999百万円 受取利息相当額 70,330百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 16,530百万円 1年超 93,241百万円 合計 109,772百万円 <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 172百万円 1年超 436百万円 合計 609百万円 なお、上記1、2に記載した貸手側の未経過リース料のうち3,162百万円を借用金等の担保に提供しております。

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、譲渡性預け金、コマーシャル・ペーパー及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。
- 2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものについては、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

当中間連結会計期間

- 1 売買目的有価証券(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	当中間連結会計期間の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1,205,895	1,705

- 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	510,132	498,980	11,152	884	12,037
地方債					
社債					
その他	20,163	21,181	1,017	1,134	117
合計	530,296	520,161	10,135	2,019	12,155

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

- 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	2,578,722	3,048,741	470,018	572,504	102,486
債券	12,436,715	12,281,842	154,872	6,597	161,470
国債	11,240,557	11,103,803	136,754	2,865	139,619
地方債	413,692	403,548	10,143	924	11,067
社債	782,465	774,489	7,975	2,808	10,783
その他	4,185,713	4,173,238	12,474	20,173	32,648
合計	19,201,151	19,503,822	302,671	599,276	296,605

- (注) 1 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は22,029百万円(収益)であります。
- 2 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
- 3 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 4 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は516百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 当中間連結会計期間中に売却した満期保有目的の債券(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)	売却の理由
国債	21,063	21,709	645	連結子会社であるみなと銀行における資金運用方針の変更
地方債	23,060	23,796	736	
合計	44,123	45,506	1,382	

5 当中間連結会計期間中に売却したその他有価証券(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	15,758,503	144,874	95,504

6 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	2,136
その他	10,812
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	388,699
非上場債券	1,457,321
非上場外国証券	322,890
その他	109,232

7 保有目的を変更した有価証券

連結子会社であるみなと銀行において、当中間連結会計期間中に資金運用方針の変更により、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、当該連結子会社の残りの全ての満期保有目的の債券28,281百万円の保有目的区分をその他有価証券に変更しております。この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、「有価証券」が66百万円増加し、「繰延税金資産」が26百万円減少し、「少数株主持分」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ37百万円及び2百万円増加しております。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年9月30日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	2,916,066	6,936,933	3,780,495	615,803
国債	2,717,205	5,160,392	3,125,480	610,858
地方債	6,726	197,435	198,853	533
社債	192,133	1,579,106	456,162	4,411
その他	470,650	2,973,683	434,348	606,081
合計	3,386,717	9,910,617	4,214,844	1,221,884

前中間連結会計期間
旧株式会社三井住友銀行

1 売買目的有価証券(平成14年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	前中間連結会計期間の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	781,093	619

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	311,667	314,799	3,132	3,132	0
地方債	23,207	23,641	433	433	
社債					
その他	29,335	30,429	1,094	1,179	85
合計	364,210	368,870	4,660	4,745	85

(注) 1 時価は、前中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	4,710,377	3,763,121	947,255	106,545	1,053,800
債券	12,839,812	12,905,355	65,542	73,526	7,983
国債	11,503,124	11,548,379	45,255	47,735	2,480
地方債	352,653	363,173	10,520	11,003	482
社債	984,035	993,801	9,766	14,787	5,020
その他	4,053,273	4,099,937	46,664	63,680	17,015
合計	21,603,463	20,768,414	835,048	243,751	1,078,800

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として前中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を前中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。前中間連結会計期間におけるこの減損処理額は174,429百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 当該中間連結会計期間中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5 当該中間連結会計期間中に売却したその他有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	20,817,747	136,898	59,169

6 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成14年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	5,763
その他	14,332
その他有価証券	
非上場外国証券	261,534
非上場債券	756,068
非上場株式(店頭売買株式を除く)	286,939
その他	92,169

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成14年9月30日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	5,005,545	6,446,617	2,219,911	324,226
国債	4,833,201	5,070,304	1,671,857	284,684
地方債	25,100	152,511	200,245	8,524
社債	147,243	1,223,802	347,809	31,017
その他	246,553	2,951,203	651,235	375,709
合計	5,252,098	9,397,821	2,871,146	699,936

前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,434,190	1,096

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	311,381	315,404	4,023	4,023	
地方債	23,091	23,920	828	828	
社債					
その他	41,246	42,244	998	1,104	105
合計	375,719	381,569	5,850	5,956	105

(注) 1 時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	3,140,569	2,978,296	162,273	110,464	272,737
債券	14,024,014	14,135,179	111,164	117,093	5,928
国債	12,516,061	12,590,255	74,193	79,479	5,286
地方債	342,798	352,112	9,314	9,415	101
社債	1,165,153	1,192,811	27,657	28,197	540
その他	4,476,699	4,500,337	23,637	42,900	19,262
合計	21,641,283	21,613,812	27,471	270,458	297,929

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として前連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を前連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。前連結会計年度におけるこの減損処理額は496,396百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	37,709,925	232,122	190,364

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	652
その他	7,463
その他有価証券	
非上場外国証券	358,590
非上場債券	1,176,885
非上場株式(店頭売買株式を除く)	331,173
その他	137,045

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	3,482,933	8,134,230	3,769,404	260,826
国債	3,303,625	6,306,161	3,034,984	256,865
地方債	11,935	138,933	223,723	612
社債	167,372	1,689,135	510,695	3,349
その他	354,501	2,879,026	765,527	880,974
合計	3,837,434	11,013,257	4,534,931	1,141,800

(金銭の信託関係)

当中間連結会計期間

1 運用目的の金銭の信託(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	当中間連結会計期間の 損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	7,443	

2 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	20,070	20,054	16	249	265

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

前中間連結会計期間

旧株式会社三井住友銀行

1 運用目的の金銭の信託(平成14年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	前中間連結会計期間の 損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	18,309	30

2 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成14年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	26,264	25,797	467	371	838

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、前中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,629	12

2 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	23,044	23,000	44	510	555

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	280,596
その他有価証券	280,612
その他の金銭の信託	16
(+)繰延税金資産	109,793
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	170,803
(-)少数株主持分相当額	4,158
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	209
その他有価証券評価差額金	175,171

(注) 1 その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は22,029百万円(収益)であります。

2 その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

前中間連結会計期間

旧株式会社三井住友銀行

その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	835,429
その他有価証券	834,962
その他の金銭の信託	467
(+)繰延税金資産	319,645
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	515,784
(-)少数株主持分相当額	3,989
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	611
その他有価証券評価差額金	512,407

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	27,585
その他有価証券	27,540
その他の金銭の信託	44
(+)繰延税金資産	994
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	26,590
(-)少数株主持分相当額	5,003
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	27
その他有価証券評価差額金	21,559

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	213,646,304	7,059	7,059
	金利オプション	2,815,783	314	314
店頭	金利先渡契約	19,588,774	764	764
	金利スワップ	378,671,001	286,193	286,193
	金利スワップション	6,857,851	30,654	30,654
	キャップ	8,861,038	1,313	1,313
	フロアー	506,180	888	888
	その他	249,262	2,642	2,642
	合計		266,116	266,116

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は83百万円(利益)であります。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	16,370,428	65,930	149,520
	通貨スワップション	1,563,973	20,038	20,038
	為替予約	33,529,491	125,004	125,004
	通貨オプション	6,553,725	7,407	7,407
	その他	18,119	46	46
	合計		46,397	37,193

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は298百万円(損失)であります。

2 従来、引直し対象の為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間から上記に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	30	0	0
	株式指数オプション	5	1	1
店頭	有価証券店頭オプション			
	有価証券店頭指数等スワップ			
	その他	10,481	0	0
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	868,606	848	848
	債券先物オプション	65,081	104	104
店頭	債券店頭オプション	2,364,407	6,965	6,965
	合計		7,919	7,919

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ	134,986	2,680	2,680
	商品オプション	10,426	23	23
	合計		2,704	2,704

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2 商品は燃料及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	63,884	1,096	1,096
	その他	79,260	176	176
	合計		1,272	1,272

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

前中間連結会計期間
旧株式会社三井住友銀行

(1) 金利関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	47,730,166	3,798	3,798
	金利オプション	2,716,792	120	120
店頭	金利先渡契約	23,372,432	151	151
	金利スワップ	305,873,922	162,410	162,410
	スワップション	2,531,030	8,681	8,681
	キャップ	9,899,508	1,672	1,672
	フロアー	778,929	2,816	2,816
	その他	268,511	2,831	2,831
	合計		159,152	159,152

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は323百万円(利益)であります。

(2) 通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	15,871,917	47,872	47,872
	為替予約	3,337,288	2,436	2,436
	通貨オプション	11,416	294	294
	その他	992,078	5,966	5,966
	合計		39,173	39,173

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2の取引は、上記記載から除いております。
 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は1,467百万円(利益)であります。
 2 先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
 引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	通貨オプション	
店頭	為替予約	37,056,131
	通貨オプション	4,899,909

(3) 株式関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	1,790	7	7
	株式指数オプション			
店頭	有価証券店頭オプション			
	有価証券店頭指数等スワップ	12,314	585	585
	その他	130,616	1,754	1,754
	合計		1,176	1,176

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	264,916	77	77
	債券先物オプション			
店頭	債券店頭オプション	25,635	0	0
	合計		78	78

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ	31,698	471	471
	商品オプション	9,502	33	33
	合計		505	505

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2 商品はオイルに係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	80,159	538	538
	その他	93,644	13	13
	合計		525	525

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社で取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当行では、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外支店及び連結子会社に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がリスク量の調整取引(ALMオペレーション)としてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しております。適用しているヘッジ会計の主な方法は「リスク調整アプローチ」であります。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法です。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。

連結子会社のうち、スワップハウス等の海外連結子会社におけるトレーディング担当部署でも、銀行本体に準じた目的・方針にて取引を行っております。上記連結子会社におけるトレーディング担当部署以外、及びその他の連結子会社におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められています。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。実効性のあるリスク管理の実現のため、リスク管理に関する基本方針等については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としています。また、リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、連結子会社を含めた各種リスクの管理を行っております。各リスク管理担当部署については業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としています。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当行では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当行ではVaRの計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しております。

当行及び連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しています。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、市場部門以外の当行全体、及び主要連結子会社が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、取締役会や経営会議にリスク状況が報告される体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しています。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネットینگ契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、前連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。

VaR(保有期間1日、片側信頼区間99.0%)

	最大(億円)	最小(億円)	平均(億円)	期末日(億円)
トレーディング	19	8	13	17
バンキング	484	297	395	364

(注) トレーディングは個別リスクを除いております。また、主要連結子会社を含んでおります。

信用リスク相当額(与信相当額)(平成15年3月31日現在)

区分	金額(億円)
金利スワップ	40,099
通貨スワップ	8,721
先物外国為替	9,507
金利オプション(買)	636
通貨オプション(買)	1,058
その他の金融派生商品	495
一括清算ネットینگ契約による信用リスク削減効果	28,825
合計	31,691

(注) 1 上記計数は、BIS自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの信用リスク相当額であります。

2 一部の取引についてネットینگ(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	59,749,099	4,547,691	103,623	103,623
	買建	57,633,988	5,676,922	109,474	109,474
	金利オプション				
	売建	1,230,739		76	76
	買建	600,964	205,802	99	99
店頭	金利先渡契約				
	売建	13,389,231	590,000	1,076	1,076
	買建	3,469,855	455,000	500	500
	金利スワップ	305,031,482	214,079,553	250,498	250,498
	受取固定・支払変動	146,600,794	101,347,568	3,300,127	3,300,127
	受取変動・支払固定	139,298,388	98,710,883	3,040,142	3,040,142
	受取変動・支払変動	18,990,156	13,890,272	850	850
	金利スワップション				
	売建	1,720,503	798,669	35,707	35,707
	買建	1,523,512	1,106,731	26,355	26,355
	キャップ				
	売建	5,352,002	3,331,808	4,194	4,194
	買建	3,616,992	2,536,627	6,682	6,682
	フローアー				
	売建	317,281	207,279	7,673	7,673
	買建	351,199	195,322	9,027	9,027
	その他				
	売建	42,316	36,551	6,526	6,526
	買建	250,660	92,669	6,603	6,603
		合計			251,467

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は827百万円(利益)であります。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	16,433,656	8,831,238	39,389	39,389
	通貨スワップション				
	売建	330,238	330,238	3,173	3,173
	買建	865,005	865,005	13,724	13,724
	為替予約	2,935,846	547,699	1,518	1,518
	通貨オプション				
	売建	56,586	13,166	1,375	1,375
	買建	60,441	21,575	1,585	1,585
	その他				
	売建	15,310	2,855	153	153
	買建				
	合計			26,956	26,956

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記(注)3の取引は、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は 293百万円(損失)であります。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3 先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	売建	
	買建	
	通貨オプション	
店頭	売建	
	買建	
	為替予約	37,271,679
	通貨オプション	
	売建	3,001,518
	買建	3,195,840

(3) 株式関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建				
	買建				
	株式指数オプション				
	売建				
	買建				
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	0		0	0
	買建	0		0	0
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・ 短期変動金利支払				
	短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払				
	その他				
	売建	477		0	0
買建	477		0	0	
	合計			0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	119,032		388	388
	買建	129,712		67	67
	債券先物オプション				
	売建	4,000		8	8
店頭	債券店頭オプション				
	売建	16,010	15,617	0	0
	買建	4,719	3,125	0	0
	合計			463	463

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・ 変動価格支払	31,049	27,358	1,607	1,607
	変動価格受取・ 固定価格支払	31,049	27,358	2,376	2,376
	商品オプション				
	売建	6,369	4,063	1,493	1,493
	買建	6,369	4,063	1,521	1,521
	合計			797	797

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

3 商品はオイル及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	39,823	22,790	1,767	1,767
	買建	35,625	18,592	3,153	3,153
	その他				
	売建	5,722	1,099	4,915	4,915
	買建	86,567	79,546	276	276
	合計			6,578	6,578

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
- 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,260,366	106,734	1,367,101		1,367,101
(2) セグメント間の内部 経常収益	9,086	69,322	78,409	(78,409)	
計	1,269,452	176,057	1,445,510	(78,409)	1,367,101
経常費用	1,145,699	149,981	1,295,680	(75,486)	1,220,194
経常利益	123,753	26,076	149,829	(2,922)	146,906

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) その他事業.....リース、証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 当中間連結会計期間より、従来開示しておりましたリース業に関しましては、重要性が減少したことからその他事業に含めて開示しております。

なお、当中間連結会計期間において、従来の事業区分によった場合の事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,260,366	6,808	99,926	1,367,101		1,367,101
(2) セグメント間の内部 経常収益	9,086	1,653	69,228	79,968	(79,968)	
計	1,269,452	8,462	169,155	1,447,069	(79,968)	1,367,101
経常費用	1,145,699	7,188	142,796	1,295,683	(75,489)	1,220,194
経常利益	123,753	1,273	26,358	151,386	(4,479)	146,906

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

旧株式会社三井住友銀行

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,305,946	294,373	162,215	1,762,535		1,762,535
(2) セグメント間の内部 経常収益	8,788	2,774	88,547	100,110	(100,110)	
計	1,314,735	297,148	250,762	1,862,646	(100,110)	1,762,535
経常費用	1,212,810	284,870	216,456	1,714,138	(101,459)	1,612,679
経常利益	101,924	12,277	34,305	148,507	1,348	149,856

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、抵当証券、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	2,537,431	645,468	367,037	3,549,937		3,549,937
(2) セグメント間の内部 経常収益	30,809	5,563	163,790	200,163	(200,163)	
計	2,568,240	651,032	530,827	3,750,100	(200,163)	3,549,937
経常費用	3,131,709	629,952	450,299	4,211,961	(194,514)	4,017,446
経常利益(は経常損失)	563,468	21,080	80,527	461,860	(5,649)	467,509

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,213,132	70,971	43,166	39,831	1,367,101		1,367,101
(2) セグメント間の内部 経常収益	21,338	19,258	2,456	5,880	48,934	(48,934)	
計	1,234,471	90,229	45,622	45,711	1,416,035	(48,934)	1,367,101
経常費用	1,147,817	55,948	37,039	25,678	1,266,483	(46,289)	1,220,194
経常利益	86,653	34,281	8,583	20,033	149,551	(2,644)	146,906

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

旧株式会社三井住友銀行

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,525,550	93,262	78,696	65,026	1,762,535		1,762,535
(2) セグメント間の内部 経常収益	31,186	22,033	14,828	17,164	85,213	(85,213)	
計	1,556,736	115,296	93,525	82,191	1,847,749	(85,213)	1,762,535
経常費用	1,513,742	67,790	68,621	52,553	1,702,707	(90,028)	1,612,679
経常利益	42,993	47,506	24,903	29,638	145,042	4,814	149,856

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	3,077,413	173,224	174,353	124,945	3,549,937		3,549,937
(2) セグメント間の内部 経常収益	66,249	48,741	32,144	26,912	174,048	(174,048)	
計	3,143,663	221,966	206,498	151,858	3,723,986	(174,048)	3,549,937
経常費用	3,818,706	149,894	134,985	82,652	4,186,238	(168,791)	4,017,446
経常利益(は経常損失)	675,042	72,071	71,512	69,205	462,251	(5,257)	467,509

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

【海外経常収益】

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	金額(百万円)
海外経常収益	153,968
連結経常収益	1,367,101
海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	11.3

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

旧株式会社三井住友銀行

	金額(百万円)
海外経常収益	236,985
連結経常収益	1,762,535
海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.4

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	金額(百万円)
海外経常収益	472,523
連結経常収益	3,549,937
海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.3

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	243.56	21,558.27	15,353.34
1株当たり中間(当期)純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	9.67	2,415.33	10,429.29
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	7.01	2,335.62	

(注) 1 前中間連結会計期間及び前連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、当該会計基準及び適用指針の適用前に採用していた方法により算出した、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	243.69	15,353.34
1株当たり中間(当期)純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	9.67	10,433.31
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	9.39	

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益 (は当期純損失)	百万円	55,145	132,388	429,387
普通株主に帰属しない金額	百万円			
普通株式に係る中間(当期) 純利益(は当期純損失)	百万円	55,145	132,388	429,387
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	5,702,239	54,811	41,171
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円		3	
普通株式増加数	千株	2,160,726	1,868	
うち優先株式	千株	2,160,709	1,868	
うち新株予約権	千株	17		
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要		2004年満期米ドル建転換社 債(額面総額8,660千\$)()		2004年満期米ドル建転換社 債(額面総額8,660千\$)()
		新株予約権		優先株式
		連結子会社及び持分法適用 関連会社発行の新株予約権 5種類(3,281千株)		連結子会社発行の新株予約 権6種類(3,130千株)

2004年満期米ドル建転換社債は前中間連結会計期間に償還しております。

3 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は、当期純損失が計上されているので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>1 平成14年 9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式および第五種優先株式にかかる種類株主総会において、また、平成14年 9月27日開催の当行の臨時株主総会において、株式移転による完全親会社設立が承認され、当行は平成14年12月 2日に、株式移転により、完全親会社である「株式会社三井住友フィナンシャルグループ」を設立いたしました。この結果、当行は同社の完全子会社となりました。</p> <p>設立された完全親会社の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 商号 株式会社三井住友フィナンシャルグループ</p> <p>(2) 本店所在地 東京都千代田区有楽町 1丁目 1番 2号</p> <p>(3) 資本金 1,000,000百万円</p> <p>(4) 事業の内容 傘下子会社の経営管理およびそれに附帯する業務</p> <p>(5) 取締役及び監査役の氏名 <取締役> 岡田明重、西川善文、奥正之、門脇英晴、栗山道義、塚本武正、山内悦嗣、山川洋一郎 <監査役> 紀伊博、平野豊三郎、那須翔、大西勝也、伊藤助成</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>2 当行は、平成14年12月2日に株式会社三井住友フィナンシャルグループとの間で、三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の4社に係る管理営業を同社に承継させる会社分割を行うことについて分割契約書を締結いたしました。当該分割契約書は、平成14年12月17日開催の当行の臨時株主総会において承認されました。</p> <p>分割の目的、分割契約書の要旨および承継する営業の内容等は次のとおりであります。</p> <p>(1) 分割の目的</p> <p>グループ経営改革の一環として、三井住友カード株式会社及び三井住友銀リース株式会社を株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社に、大和証券エスエムビーシー株式会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社を株式会社三井住友フィナンシャルグループの直接投資会社にするものであります。</p> <p>(2) 分割の方法</p> <p>株式会社三井住友フィナンシャルグループを承継会社とし、当行を分割会社とする分割型吸収分割。</p> <p>なお、承継会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループにとって、本件会社分割は商法第374条ノ23第1項の簡易分割の要件を充足するものであり、商法第374条ノ17第1項の株主総会の承認を得ずに行うものであります。</p> <p>(3) 株式の割当</p> <p>承継会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、当行の完全親会社であるので、当行の株式に対する株式会社三井住友フィナンシャルグループの株式の割当ては行いません。</p> <p>(4) 分割により増加する資本金等</p> <p>株式会社三井住友フィナンシャルグループは、本件会社分割に際し、資本金等の増加はありません。</p> <p>(5) 分割交付金</p> <p>本件会社分割に際し、分割交付金の支払いは行いません。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																
<p>(6) 承継する権利義務 株式会社三井住友フィナンシャルグループは、当行の4社に係る管理営業に関する資産、負債およびこれらに付随する権利義務ならびに契約上の地位を承継します。</p> <p>(7) 債務履行の見込み 本件会社分割後の分割会社(当行)および承継会社(株式会社三井住友フィナンシャルグループ)の負担すべき債務につきましては、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたしました。</p> <p>(8) 分割期日 平成15年 2月 1日 予定(分割登記 平成15年 2月 3日 予定)</p> <p>(9) 承継する営業の内容 管理営業の内容 当行が行っている4社に係る経営管理 管理営業の資産、負債の項目および金額</p> <table border="1" data-bbox="183 972 572 1099"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産(百万円)</th> <th colspan="2">負債(百万円)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>帳簿価額</th> <th>項目</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産</td> <td>494,079</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>494,079</td> <td>合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 平成14年11月30日現在の状況を記載しております。</p> <p>3 当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループと当行の子会社である株式会社日本総研ホールディングズは、平成14年12月2日に合併契約書を締結いたしました。</p> <p>合併契約書の要旨等は次のとおりであります。</p> <p>(1) 合併の目的 株式会社三井住友フィナンシャルグループはグループ経営改革の一環として、株式会社日本総研ホールディングズと合併することにより、同社の完全子会社である株式会社日本総合研究所を完全子会社とするものであります。</p> <p>(2) 合併の方法 法手続上、株式会社三井住友フィナンシャルグループを存続会社とします。</p> <p>なお、株式会社三井住友フィナンシャルグループにとって、本合併は商法第413条ノ3第1項の簡易合併の要件を充足するものであり、商法第408条第1項の株主総会による合併契約書の承認を得ずに行うものであります。</p>	資産(百万円)		負債(百万円)		項目	帳簿価額	項目	帳簿価額	固定資産	494,079			合計	494,079	合計			
資産(百万円)		負債(百万円)																
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額															
固定資産	494,079																	
合計	494,079	合計																

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																				
<p>(3) 合併比率 株式会社日本総研ホールディングズの普通株式 1株に対し、株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式0.021株を割当交付します。</p> <p>(4) 合併により発行する新株式 普通株式 86,576.53株</p> <p>(5) 合併により増加する資本金及び準備金等 株式会社三井住友フィナンシャルグループが合併により、増加する資本金、資本準備金、利益準備金及び任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりであります。</p> <p>資本金 0円 資本準備金 合併差益の額から次の 及びの額を控除した額 利益準備金 合併期日における株式会社日本総研ホールディングズの利益準備金の額 任意積立金その他の留保利益 合併期日における株式会社日本総研ホールディングズの任意積立金その他の留保利益の額。</p> <p>(6) 合併交付金 合併に際し、合併交付金の支払いは行いません。</p> <p>(7) 合併期日 平成15年 2月 1日 予定(合併登記 平成15年 2月 3日 予定)</p> <p>(8) 承継する資産、負債の項目および金額 株式会社日本総研ホールディングズは、平成14年11月 1日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日に至るまでの増減を加除した資産、負債、その他権利義務の一切を、合併期日において株式会社三井住友フィナンシャルグループに引き継ぎます。 なお、平成14年11月 1日現在の資産、負債の状況は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="181 1800 574 1957"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産(百万円)</th> <th colspan="2">負債(百万円)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>帳簿価額</th> <th>項目</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td>14,736</td> <td>流動負債</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>25,244</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39,981</td> <td>合計</td> <td>137</td> </tr> </tbody> </table>	資産(百万円)		負債(百万円)		項目	帳簿価額	項目	帳簿価額	流動資産	14,736	流動負債	137	固定資産	25,244			合計	39,981	合計	137		
資産(百万円)		負債(百万円)																				
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額																			
流動資産	14,736	流動負債	137																			
固定資産	25,244																					
合計	39,981	合計	137																			

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (平成14年9月30日現在)		当中間会計期間 (平成15年9月30日現在)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成15年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	2,724,248	2.75	3,423,380	3.69	3,288,593	3.36
コールローン		234,817	0.24	232,136	0.25	99,774	0.10
買現先勘定		54,023	0.05	61,204	0.07	78,679	0.08
債券貸借取引支払保証金		2,186,491	2.21	625,010	0.67	1,981,243	2.02
買入手形		139,100	0.14	327,500	0.35		
買入金銭債権		111,146	0.11	103,627	0.11	92,436	0.09
特定取引資産	8	3,025,923	3.06	2,984,076	3.22	3,950,372	4.04
金銭の信託		44,104	0.04	27,493	0.03	24,628	0.03
有価証券	1, 2,8	22,377,416	22.63	21,847,113	23.55	23,656,385	24.17
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9	58,902,641	59.56	55,153,522	59.45	57,282,365	58.52
外国為替	7,8	908,194	0.92	755,924	0.81	724,771	0.74
その他資産	8, 10	2,077,687	2.10	1,865,874	2.01	1,848,486	1.89
動産不動産	8, 11, 12,16	855,921	0.87	681,442	0.73	707,303	0.72
繰延税金資産		1,859,314	1.88	1,711,738	1.85	1,814,625	1.85
支払承諾見返		5,272,481	5.33	4,498,916	4.85	4,416,292	4.51
貸倒引当金		1,872,641	1.89	1,518,988	1.64	2,074,797	2.12
資産の部合計		98,900,873	100.00	92,779,975	100.00	97,891,161	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間 (平成14年9月30日現在)		当中間会計期間 (平成15年9月30日現在)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成15年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		57,311,051	57.95	57,746,253	62.24	58,610,731	59.87
譲渡性預金		4,856,700	4.91	3,454,958	3.72	4,913,526	5.02
コールマネー	8	2,504,778	2.53	2,202,679	2.37	2,686,456	2.74
売現先勘定	8	1,914,605	1.94	1,868,451	2.01	4,124,094	4.21
債券貸借取引受入担保金	8	3,820,124	3.86	4,624,779	4.99	4,777,187	4.88
売渡手形	8	10,203,400	10.32	5,715,900	6.16	6,203,300	6.34
コマーシャル・ペーパー		500	0.00			50,500	0.05
特定取引負債		2,186,161	2.21	1,608,728	1.73	2,425,632	2.48
借入金	8, 13	3,006,739	3.04	2,648,173	2.86	2,795,160	2.86
外国為替		439,707	0.45	449,941	0.49	392,727	0.40
社債	14	2,472,142	2.50	2,884,076	3.11	2,624,099	2.68
信託勘定借				24,944	0.03	5,953	0.01
その他負債	10	1,684,911	1.70	2,309,751	2.49	1,428,432	1.46
賞与引当金		11,119	0.01	8,569	0.01	9,898	0.01
退職給付引当金		114,308	0.12	66,096	0.07	72,816	0.07
債権売却損失引当金		41,360	0.04	222	0.00	17,169	0.02
日本国際博覧会出展引当金				57	0.00		
特別法上の引当金	15	18	0.00	18	0.00	18	0.00
再評価に係る繰延税金負債	16	61,815	0.06	55,835	0.06	57,937	0.06
支払承諾	8	5,272,481	5.33	4,498,916	4.85	4,416,292	4.51
負債の部合計		95,901,925	96.97	90,168,353	97.19	95,611,937	97.67
(資本の部)							
資本金		1,326,746	1.34	559,985	0.60	559,985	0.57
資本剰余金		1,684,373	1.70	1,237,307	1.33	1,237,307	1.27
資本準備金		1,326,758		879,693		879,693	
その他資本剰余金		357,614		357,614		357,614	
利益剰余金		392,874	0.40	557,289	0.60	414,536	0.42
任意積立金		221,548		221,540		221,548	
中間(当期)未処分利益		171,326		335,749		192,987	
土地再評価差額金	16	98,245	0.10	82,165	0.09	85,259	0.09
その他有価証券評価差額金		502,705	0.51	174,873	0.19	17,864	0.02
自己株式		586	0.00				
資本の部合計		2,998,947	3.03	2,611,621	2.81	2,279,223	2.33
負債及び資本の部合計		98,900,873	100.00	92,779,975	100.00	97,891,161	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,240,900	100.00	1,177,035	100.00	146,251	100.00
資金運用収益		860,493		729,620		82,914	
(うち貸出金利息)		(555,851)		(491,865)		(34,190)	
(うち有価証券利息配当金)		(127,624)		(132,204)		(40,074)	
信託報酬				84		5	
役務取引等収益		130,980		150,162		31,783	
特定取引収益		104,126		152,104		11,704	
その他業務収益		102,559		88,276		14,702	
その他経常収益	1	42,739		56,787		5,140	
経常費用		1,141,205	91.97	1,071,859	91.06	77,487	52.98
資金調達費用		224,401		161,039		16,122	
(うち預金利息)		(81,023)		(47,083)		(6,102)	
役務取引等費用		45,196		50,831		8,338	
特定取引費用		718		2,279		103	
その他業務費用		30,017		110,774		5,120	
営業経費	2	332,302		315,168		36,549	
その他経常費用	3	508,569		431,765		11,253	
経常利益		99,694	8.03	105,175	8.94	68,763	47.02
特別利益	4	1,791	0.14	55,035	4.67	40,016	27.36
特別損失	5	40,527	3.26	17,222	1.46	2,669	1.83
税引前中間(当期)純利益		60,958	4.91	142,988	12.15	106,109	72.55
法人税、住民税及び事業税		6,787	0.54	12,573	1.07	905	0.62
法人税等調整額		9,308	0.75	9,244	0.79	77,836	53.22
中間(当期)純利益		44,862	3.62	139,659	11.87	183,040	125.15
前期繰越利益		124,362		192,995		0	
合併による未処分利益受入額						398	
土地再評価差額金取崩額		2,101		3,094		9,547	
中間(当期)未処分利益		171,326		335,749		192,987	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費用 の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上してはりましたが、当中間会計期間より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づき総額で「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べ、「その他負債」が83,790百万円減少し、「特定取引資産」及び「特定取引負債」がそれぞれ47,405百万円及び131,196百万円増加しております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2 有価証券の評価基準及び 評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間期末日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については期末日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記 1 及び 2 (1) と同じ方法により行っております。	(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記 1 及び 2 (1) と同じ方法により行っております。	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 7年～50年 動 産 3年～20年	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 7年～50年 動 産 2年～20年 なお、平成10年3月31日以前に取得した建物(建物附属設備を除く。)の減価償却の方法は、従来、定率法を採用していましたが、前事業年度の下期において定額法に変更しました。そのため、前中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益は、変更後の方法によった場合に比べ、それぞれ22百万円少なく計上されております。	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 7年～50年 動 産 2年～20年 なお、平成10年3月31日以前に取得した建物(建物附属設備を除く。)の減価償却の方法は、従来、定率法を採用していましたが、当期より定額法に変更しております。これは、旧株式会社三井住友銀行との合併を契機に、建物の減価償却方法を見直したところ、建物については長期かつ安定的に使用されることが予想されるため、全ての建物について定額法で償却することが期間損益をより適正に算定するために合理的と判断したためであります。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ38百万円増加しております。 また、上記合併は当下半期中に行われたため、当中間期については従来の方法によっております。従って、当中間期の経常利益及び税引前中間純利益は、変更後の方法によった場合に比べ、それぞれ22百万円少なく計上されております。
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) ソフトウェア 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,398,787百万円であります。</p>	<p>綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>なお、今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、当該債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された、与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,320,848百万円であります。</p>	<p>綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>なお、当事業年度より、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」(日本公認会計士協会平成15年2月24日)等の趣旨を踏まえ、当該債務者に対する債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類される債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は954,041百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しております。
	(4) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。	(4) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(4) 債権売却損失引当金 同左
		(5) 日本国際博覧会出展引当金 2005年に愛知県において開催される「2005年日本国際博覧会」(愛知万博)への出展費用に関し、日本国際博覧会出展引当金を計上しております。 なお、この引当金は租税特別措置法第57条の2の準備金を含んでおります。	
	(5) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(6) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(5) 金融先物取引責任準備金 同左

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
6 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前事業年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用していましたが、当中間会計期間より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。</p> <p>この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」がそれぞれ2,464百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上していましたが、当中間会計期間より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で「その他資産」及び「その他負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」がそれぞれ736,900百万円増加しております。</p>	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号。以下、「旧報告」という。)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき旧報告が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。当該経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>
7 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	同左

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金・預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。</p>	<p>・金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>前事業年度は、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」について、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)による経過措置を適用しておりますが、当中間会計期間からは、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、同報告の本則規定を適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>会計処理については、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用していましたが、当中間会計期間における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ21,462百万円及び13,521百万円減少し、「繰延税金資産」が8,507百万円増加しております。</p> <p>また、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、上記の変更に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応</p>	<p>ヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金・預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>じ、当中間会計期間から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は422,999百万円、繰延ヘッジ利益の総額は410,931百万円であります。</p> <p>・為替変動リスク・ヘッジ 異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、業種別監査委員会報告第25号の本則規定に基づく繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>・内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
10 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
11 その他(中間)財務諸表 作成のための重要な事項			<p>(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の資産及び資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響は、ありません。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前中間会計期間において「その他資産」に含めて表示していた「債券借入取引担保金」並びに「その他負債」に含めて表示していた「債券貸付取引担保金」は、当中間会計期間よりそれぞれ「債券貸借取引支払保証金」並びに「債券貸借取引受入担保金」として区分掲記しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」は2,186,491百万円、「その他負債」は3,820,124百万円減少し、「債券貸借取引支払保証金」、「債券貸借取引受入担保金」はそれぞれ同額増加しております。</p>	

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>
<p>1 外貨建取引等会計処理基準</p> <p>従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号。以下「旧報告」という。)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しておりましたが、当中間会計期間からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき旧報告が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。</p> <p>外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、当中間会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。</p>		<p>外形標準課税に係る事業税</p> <p>東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年4月1日東京都条例第145号)(以下、「都条例」という。)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、株式会社さくら銀行及び株式会社住友銀行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金16,633百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金36,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。</p> <p>このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、前期と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。都条例施行に伴い</p>

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の間中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>この変更による中間財務諸表への影響は軽微であります。</p>		<p>、東京都に係る事業税については、前々期が株式会社さくら銀行が第11期に計上した金額と株式会社住友銀行が第157期に計上した金額の合計で16,833百万円、前期が株式会社三井住友銀行が第1期に計上した金額が19,862百万円、当期が1,439百万円(株式会社三井住友銀行が第2期に計上した金額との合計で18,269百万円)を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は32,495百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は98,703百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は3,236百万円減少しており、これらにより純資産額は95,467百万円減少しております。</p> <p>また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年6月9日大阪府条例第131号)(以下、「府条例」という。)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成14年4月4日に、株式会社三井住友銀行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年5月30日大阪府条例第77号)(以下、「平成14年改正府条例」という。)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年3月25日大阪府条例第14号)(以下、「平成15年改正府条例」という。)</p>

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>2 自己株式及び法定準備金取崩等 会計基準</p> <p>当中間会計期間より、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。この変更による当中間会計期間の資産及び資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		<p>が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当期に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改政府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改政府条例及び平成15年改政府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は48,699百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は1,575百万円減少しており、これらにより純資産額は47,124百万円減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間 (平成14年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成15年9月30日現在)	前事業年度 (平成15年3月31日現在)
<p>1 子会社の株式及び出資総額 1,019,926百万円</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に999百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に301百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,175,522百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは91,410百万円であります。また、使用貸借又は賃貸借契約により受け入れている有価証券については、担保の差入等を行なうことがあります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は217,883百万円、延滞債権額は2,766,157百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 子会社の株式及び出資総額 1,180,395百万円</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に999百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に119百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は634,902百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは124,360百万円あります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は145,947百万円、延滞債権額は1,957,746百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、38,941百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 子会社の株式及び出資総額 1,185,319百万円</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」に999百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「国債」に140百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,064,696百万円、当期末に当該処分をせずに所有しているものは84,767百万円あります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は172,403百万円、延滞債権額は2,390,173百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間 (平成14年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成15年9月30日現在)	前事業年度 (平成15年3月31日現在)																																																																				
<p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は95,504百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,551,359百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,630,903百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は956,292百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>現金預け金</td><td>41,996百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>551,457百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>13,042,923百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,880,182百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>1,220,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>1,914,605百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td></td></tr> <tr><td>受入担保金</td><td>3,561,622百万円</td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td>10,203,400百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>63,391百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>41,946百万円</td></tr> </table>	現金預け金	41,996百万円	特定取引資産	551,457百万円	有価証券	13,042,923百万円	貸出金	3,880,182百万円	担保資産に対応する債務		コールマネー	1,220,000百万円	売現先勘定	1,914,605百万円	債券貸借取引		受入担保金	3,561,622百万円	売渡手形	10,203,400百万円	借入金	63,391百万円	支払承諾	41,946百万円	<p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は94,513百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,634,826百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,833,032百万円あります。</p> <p>但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、38,941百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は883,483百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>現金預け金</td><td>53,671百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>556,820百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>9,487,876百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,760,959百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>1,255,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>1,850,259百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td></td></tr> <tr><td>受入担保金</td><td>4,355,513百万円</td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td>5,715,900百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>65,918百万円</td></tr> </table>	現金預け金	53,671百万円	特定取引資産	556,820百万円	有価証券	9,487,876百万円	貸出金	3,760,959百万円	担保資産に対応する債務		コールマネー	1,255,000百万円	売現先勘定	1,850,259百万円	債券貸借取引		受入担保金	4,355,513百万円	売渡手形	5,715,900百万円	支払承諾	65,918百万円	<p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は114,756百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,492,199百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,169,531百万円あります。</p> <p>但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は985,472百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>現金預け金</td><td>105,888百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>988,846百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>11,309,257百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>4,738,320百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>1,700,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>4,106,910百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td></td></tr> <tr><td>受入担保金</td><td>4,159,736百万円</td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td>6,203,300百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>96,270百万円</td></tr> </table>	現金預け金	105,888百万円	特定取引資産	988,846百万円	有価証券	11,309,257百万円	貸出金	4,738,320百万円	担保資産に対応する債務		コールマネー	1,700,000百万円	売現先勘定	4,106,910百万円	債券貸借取引		受入担保金	4,159,736百万円	売渡手形	6,203,300百万円	支払承諾	96,270百万円
現金預け金	41,996百万円																																																																					
特定取引資産	551,457百万円																																																																					
有価証券	13,042,923百万円																																																																					
貸出金	3,880,182百万円																																																																					
担保資産に対応する債務																																																																						
コールマネー	1,220,000百万円																																																																					
売現先勘定	1,914,605百万円																																																																					
債券貸借取引																																																																						
受入担保金	3,561,622百万円																																																																					
売渡手形	10,203,400百万円																																																																					
借入金	63,391百万円																																																																					
支払承諾	41,946百万円																																																																					
現金預け金	53,671百万円																																																																					
特定取引資産	556,820百万円																																																																					
有価証券	9,487,876百万円																																																																					
貸出金	3,760,959百万円																																																																					
担保資産に対応する債務																																																																						
コールマネー	1,255,000百万円																																																																					
売現先勘定	1,850,259百万円																																																																					
債券貸借取引																																																																						
受入担保金	4,355,513百万円																																																																					
売渡手形	5,715,900百万円																																																																					
支払承諾	65,918百万円																																																																					
現金預け金	105,888百万円																																																																					
特定取引資産	988,846百万円																																																																					
有価証券	11,309,257百万円																																																																					
貸出金	4,738,320百万円																																																																					
担保資産に対応する債務																																																																						
コールマネー	1,700,000百万円																																																																					
売現先勘定	4,106,910百万円																																																																					
債券貸借取引																																																																						
受入担保金	4,159,736百万円																																																																					
売渡手形	6,203,300百万円																																																																					
支払承諾	96,270百万円																																																																					

前中間会計期間 (平成14年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成15年9月30日現在)	前事業年度 (平成15年3月31日現在)
<p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金57,093百万円、特定取引資産171百万円、有価証券1,253,732百万円及び貸出金1,702,156百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は95,984百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は13,116百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は53,829百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,635,143百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,274,241百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金44,722百万円、特定取引資産4,204百万円、有価証券3,934,561百万円及び貸出金968,383百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は87,330百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は6,215百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,011,228百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが23,996,662百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金54,330百万円、特定取引資産13,937百万円、有価証券4,647,739百万円及び貸出金781,138百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は91,594百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12,479百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,744,811百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,709,692百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間 (平成14年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成15年9月30日現在)	前事業年度 (平成15年3月31日現在)
<p>10 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,129,258百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,283,345百万円であります。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 522,518百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 74,203百万円 (当中間期圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,684,654百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債776,962百万円が含まれております。</p> <p>15 特別法上の引当金は金融先物取引責任準備金18百万円であります。</p> <p>16 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日及び 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>10 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,699,020百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,605,960百万円であります。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 467,234百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 69,678百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,377,618百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債849,176百万円が含まれております。</p> <p>15 特別法上の引当金は金融先物取引責任準備金18百万円であります。</p> <p>16 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日及び 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>10 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は937,683百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,093,469百万円であります。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 497,262百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 71,044百万円 (当期圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,513,625百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債634,859百万円が含まれております。</p> <p>15 特別法上の引当金は金融先物取引責任準備金18百万円であります。</p> <p>16 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日及び 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p>

(中間損益計算書関係)

<p>前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>
<p>1 その他経常収益には、株式等売却益35,153百万円を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 16,974百万円 その他 13,384百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額161,398百万円、貸出金償却88,928百万円及び株式等償却175,452百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額10,083百万円、店舗の統廃合等に伴う動産不動産処分損11,182百万円及びソフトウェアの除却損12,041百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益50,910百万円を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 14,785百万円 その他 13,332百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却337,901百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、貸倒引当金戻入益13,787百万円、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解成立による還付税金38,236百万円及び還付加算金2,097百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額10,083百万円及び店舗の統廃合等に伴う動産不動産処分損6,787百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益3,145百万円及び退職給付信託に係る信託設定益660百万円を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 497百万円 その他 70百万円</p> <p>3 その他経常費用には、株式等売却損5,802百万円、株式等償却1,076百万円及び東京都に係る事業税1,439百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、貸倒引当金戻入益38,145百万円及び債権売却損失引当金戻入益58百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額831百万円及び店舗の統廃合等に伴う動産不動産処分損1,819百万円を含んでおります。</p>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 51,818百万円 その他 8,003百万円 合計 59,822百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 24,766百万円 その他 2,488百万円 合計 27,254百万円 中間期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 27,052百万円 その他 5,514百万円 合計 32,567百万円 未経過リース料中間期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 9,448百万円 1年超 23,997百万円 合計 33,446百万円 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 6,097百万円 減価償却費相当額 5,652百万円 支払利息相当額 470百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 16,391百万円 1年超 100,605百万円 合計 116,997百万円 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 15,274百万円 その他 1,211百万円 合計 16,485百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 10,530百万円 その他 1,062百万円 合計 11,593百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 4,743百万円 その他 149百万円 合計 4,892百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 2,257百万円 1年超 2,944百万円 合計 5,201百万円 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,504百万円 減価償却費相当額 1,393百万円 支払利息相当額 74百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 15,596百万円 1年超 86,105百万円 合計 101,702百万円 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 42,408百万円 その他 9,029百万円 合計 51,438百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 20,663百万円 その他 4,210百万円 合計 24,873百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 21,745百万円 その他 4,818百万円 合計 26,564百万円 未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 7,974百万円 1年超 19,453百万円 合計 27,427百万円 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 402百万円 減価償却費相当額 372百万円 支払利息相当額 33百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 14,933百万円 1年超 89,421百万円 合計 104,355百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

当中間会計期間(平成15年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	80,640	92,374	11,734
関連会社株式			
合計	80,640	92,374	11,734

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

前中間会計期間(平成14年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	103,819	89,424	14,395
関連会社株式	8,485	10,111	1,625
合計	112,305	99,535	12,769

(注) 時価は、前中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

前事業年度(平成15年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	80,640	60,212	20,428
関連会社株式			
合計	80,640	60,212	20,428

(注) 時価は、前事業年度末日における市場価格等に基づいております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>1 平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式および第五種優先株式にかかる種類株主総会において、また、平成14年9月27日開催の当行の臨時株主総会において、株式移転による完全親会社設立が承認され、当行は平成14年12月2日に、株式移転により、完全親会社である「株式会社三井住友フィナンシャルグループ」を設立いたしました。この結果、当行は同社の完全子会社となりました。</p> <p>設立された完全親会社の概要については、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表(重要な後発事象)」に記載しております。</p> <p>2 当行は、平成14年12月2日に株式会社三井住友フィナンシャルグループとの間で、三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の4社に係る管理営業を同社に承継させる会社分割を行うことについて分割契約書を締結いたしました。当該分割契約書は、平成14年12月17日開催の当行の臨時株主総会において承認されました。</p> <p>分割の目的、分割契約書の要旨および承継する営業の内容等については、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表(重要な後発事象)」に記載しております。</p>		

(2) 【信託財産残高表】

資産

科目	当中間会計期間 (平成15年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	19,100	7.15
有価証券	3,001	1.13
金銭債権	219,966	82.38
その他債権	0	0.00
銀行勘定貸	24,944	9.34
合計	267,013	100.00

負債

科目	当中間会計期間 (平成15年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	22,127	8.29
金銭債権の信託	209,545	78.48
包括信託	35,340	13.23
合計	267,013	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産はありません。
2 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 臨時報告書 平成15年6月3日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (2) 臨時報告書 平成15年6月26日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (3) 有価証券報告書 事業年度 自 平成14年4月1日 平成15年6月30日
及びその添付書類 (第7期) 至 平成15年3月31日 関東財務局長に提出。
- (4) 有価証券届出書 平成15年7月1日
及びその添付書類 関東財務局長に提出。
普通社債及び劣後特約付社債の募集を対象とする有価証券届出書であります。
- (5) 有価証券届出書の 平成15年7月7日
訂正届出書 関東財務局長に提出。
平成15年7月1日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (6) 有価証券届出書の 平成15年7月14日
訂正届出書 関東財務局長に提出。
及びその添付書類
平成15年7月1日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (7) 有価証券届出書の 平成15年7月16日
訂正届出書 関東財務局長に提出。
平成15年7月1日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (8) 有価証券届出書の 平成15年7月18日
訂正届出書 関東財務局長に提出。
平成15年7月1日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (9) 有価証券届出書 平成15年9月17日
及びその添付書類 関東財務局長に提出。
普通社債の募集を対象とする有価証券届出書であります。
- (10) 臨時報告書 平成15年10月1日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号及び第18号(債権の取立不能又は取立遅延のおそれ)に基づく臨時報告書であります。
- (11) 有価証券届出書の 平成15年10月2日
訂正届出書 関東財務局長に提出。
平成15年9月17日提出上記(9)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

- (12) 有価証券届出書の
訂正届出書
及びその添付書類
平成15年9月17日提出上記(9)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
平成15年10月6日
関東財務局長に提出。
- (13) 有価証券届出書の
訂正届出書
平成15年9月17日提出上記(9)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
平成15年10月8日
関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社三井住友銀行
頭取 西川善文 殿

朝日監査法人

代表社員	公認会計士	岩本	繁	Ⓜ
代表社員 関与社員	公認会計士	大東	正躬	Ⓜ
関与社員	公認会計士	高波	博之	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社三井住友銀行及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

特記事項

重要な後発事象の項に記載されているとおり、

会社は、平成14年12月2日に株式移転により、完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループを設立した。この結果、会社は同社の完全子会社となった。

会社は、平成14年12月2日に株式会社三井住友フィナンシャルグループとの間で、三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の4社に係る管理営業を同社に承継させる会社分割を行うことについて分割契約を締結し、平成14年12月17日開催の臨時株主総会において、分割契約書の承認を得た。

会社の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループと会社の子会社である株式会社日本総研ホールディングズは、平成14年12月2日に合併契約を締結した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月16日

株式会社三井住友銀行
取締役会 御中

朝日監査法人

代表社員	公認会計士	岩	本	繁	Ⓜ	
代表社員 関与社員	公認会計士	沼	野	廣	志	Ⓜ
代表社員 関与社員	公認会計士	高	波	博	之	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社三井住友銀行
頭取 西川善文 殿

朝日監査法人

代表社員	公認会計士	岩本	繁	印
代表社員 関与社員	公認会計士	大東	正躬	印
関与社員	公認会計士	高波	博之	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社三井住友銀行の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

特記事項

重要な後発事象の項に記載されているとおり、

会社は、平成14年12月2日に株式移転により、完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループを設立した。この結果、会社は同社の完全子会社となった。

会社は、平成14年12月2日に株式会社三井住友フィナンシャルグループとの間で、三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の4社に係る管理営業を同社に承継させる会社分割を行うことについて分割契約を締結し、平成14年12月17日開催の臨時株主総会において、分割契約書の承認を得た。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月16日

株式会社三井住友銀行

取締役会 御中

朝日監査法人

代表社員 公認会計士 岩 本 繁 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 沼 野 廣 志 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 高 波 博 之 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第1期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友銀行の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

